

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 一

○救急医療機関の撤回の届出 (同) 一

○ふ化業者の登録 (畜産課) 一

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定協会の指定 (同) 二

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定協会の指定の解除 (同) 二

○海岸保全区域の指定 (二件) (港湾課) 二

○海岸保全区域の変更指定 (二件) (同) 五

○港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 (四件) (同) 七

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所) 二

○土地改良区の定款変更の認可 (同) 一三

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一三

企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 一四

教 育 委 員 会

○指定管理者の変更の届出 (三件) 一四

人 事 委 員 会

○第六十四回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 一四

○第六十四回宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度) 及び第七十一回宮 一四

城県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施 一四

○第八十四回警察官A採用試験の実施 一五

ページ

告 示

○第八十五回警察官B採用試験の実施 一五

監 査 委 員 会

○行政監査の意見に対する措置の公表 一五

内水面魚場管理委員会

○漁業法第十一条第四項及び第三百十条第四項に基づく公聴会の開催 三九

○宮城県告示第四百二二号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東北薬科大学病院	仙台市宮城野区福室二丁目十二-1	平成二十五年四月一日	平成二十八年三月三十一日
齋藤病院	石巻市山下町二丁目七-12	平成二十五年四月二十四日	平成二十八年四月二十三日

○宮城県告示第四百三三号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、平成二十五年三月三十一日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。
平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
東北厚生年金病院	仙台市宮城野区福室二丁目十二-1

○宮城県告示第四百四四号

養鶏振興法 (昭和三十五年法律第四十九号) 第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化業者の名称及びその所在地
二十五一	平成二十五年四月二十八日	株式会社森野卵場宮城工場 石巻市三輪田字引浪前三十六番地一	株式会社森野卵場宮城工場 石巻市三輪田字引浪前三十六番地一

○宮城県告示第四百五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第七条第一項の規定により、指定協会として次のとおり指定した。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人宮城県畜産協会

仙台市宮城野区安養寺三丁目十一番二十四号

二 指定の効力の生じた年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第四百六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第九条第一項の規定により、指定を解除した。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称及び主たる事務所の所在地

社団法人宮城県畜産協会

仙台市宮城野区安養寺三丁目十一番二十四号

二 指定の解除の効力が生じた年月日

平成二十五年三月三十一日

○宮城県告示第四百七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港仙台湾区海岸中野地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点〇から基点二九まで順次結んだ線、基点二九と補助点一を結んだ線、補助点一と基点三〇を結んだ線、基点三〇から基点六一まで順次結んだ線及び基点六一と基点〇を結んだ線により囲まれた区域

基点六二から基点九五まで順次結んだ線、基点九五と補助点二を結んだ線、補助点二と基点九六を結んだ線、基点九六から基点九九まで順次結んだ線、基点九九と補助点三を結んだ線、補助点三と補助点四を結んだ線、補助点四と基点一〇〇を結んだ線、基点一〇〇と基点一〇一を結んだ線、基点一〇一と補助点五を結んだ線、補助点五と補助点六を結んだ線、補助点六と基点一〇二を結んだ線及び基点一〇二と基点六二を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 多賀城市大代二丁目地内（北緯三八度一七分〇二・三二九七秒、東経一四一度〇二分五六・三八八二秒）

基点〇 基準点から一九四度二三分〇三秒一六四メートルの地点

基点一 基点〇から二一度一三分〇三秒二五メートルの地点

基点二 基点一から二八八度四六分四一秒二六五メートルの地点

基点三 基点二から一九八度四五分十秒六三〇メートルの地点

基点四 基点三から二八八度四五分十秒二三メートルの地点

基点五 基点四から一九八度四六分三四秒一一メートルの地点

基点六 基点五から一〇九度〇九分一二秒二二メートルの地点

基点七 基点六から一九七度四一分三一秒七四メートルの地点

基点八 基点七から一八五度四六分五一秒一三八メートルの地点

基点九 基点八から二七六度〇七分四六秒五〇メートルの地点

基点十 基点九から一八六度一四分五八秒二二五メートルの地点

基点一一 基点十から二七六度〇四分三〇秒二七九メートルの地点

基点一二 基点一一から一八六度二〇分〇四秒一四メートルの地点

基点一三 基点一二から二七六度二〇分〇四秒一六メートルの地点

基点一四 基点一三から一八六度〇五分三四秒一七二メートルの地点

基点二五 基点一四から二七六度〇八分二四秒八二メートルの地点
 基点一六 基点一五から〇六度〇八分三八秒一七四メートルの地点
 基点一七 基点一六から二七六度〇五分一三秒一三五メートルの地点
 基点一八 基点一七から一八六度一三分五一秒一九メートルの地点
 基点一九 基点一八から二七五度四四分〇四秒七七メートルの地点
 基点二〇 基点一九から〇六度〇〇分一六秒一九メートルの地点
 基点二一 基点二〇から二七五度五五分三四秒一〇七メートルの地点
 基点二二 基点二一から一八六度〇七分二七秒一一九メートルの地点
 基点二三 基点二二から二七六度〇七分二七秒三三三メートルの地点
 基点二四 基点二三から二八四度五七分〇一秒二二〇メートルの地点
 基点二五 基点二四から二三五度二〇分四〇秒六〇メートルの地点
 基点二六 基点二五から三二五度二〇分四〇秒二二メートルの地点
 基点二七 基点二六から二八四度五〇分三〇秒一四七メートルの地点
 基点二八 基点二七から一八六度〇二分四六秒八一メートルの地点
 基点二九 基点二八から二七六度〇四分二五秒三六三メートルの地点
 基点三〇 補助点一から二七六度〇四分〇七秒三八メートルの地点
 基点三一 基点三〇から一八六度〇四分〇七秒二二メートルの地点
 基点三二 基点三一から二七六度〇四分〇七秒二四メートルの地点
 基点三三 基点三二から〇六度〇四分〇七秒四六メートルの地点
 基点三四 基点三三から九六度〇四分〇七秒三八メートルの地点
 基点三五 基点三四から〇六度〇七分〇三秒七〇メートルの地点
 基点三六 基点三五から九六度〇四分二五秒三六三メートルの地点
 基点三七 基点三六から三五三度四七分二五秒六〇メートルの地点
 基点三八 基点三七から一五度三八分四二秒二八メートルの地点
 基点三九 基点三八から一〇四度三七分一四秒二〇〇メートルの地点
 基点四〇 基点三九から五五度二〇分四〇秒四二メートルの地点
 基点四一 基点四〇から一〇四度四七分五三秒二二五メートルの地点
 基点四二 基点四一から〇六度〇七分二七秒一一九メートルの地点
 基点四三 基点四二から九六度〇五分一三秒三六七メートルの地点
 基点四四 基点四三から一八六度〇八分三八秒八三メートルの地点
 基点四五 基点四四から九六度一二分三八秒二三メートルの地点

基点四六 基点四五から一八五度五九分四八秒九一メートルの地点
 基点四七 基点四六から九六度〇八分二四秒六〇〇メートルの地点
 基点四八 基点四七から〇六度一八分〇〇秒六六メートルの地点
 基点四九 基点四八から九六度二〇分五五秒六九メートルの地点
 基点五〇 基点四九から一八六度〇〇分一三秒六五メートルの地点
 基点五一 基点五〇から九五度五四分〇九秒八三メートルの地点
 基点五二 基点五一から〇六度〇五分三四秒一八五メートルの地点
 基点五三 基点五二から九六度〇四分三〇秒二九五メートルの地点
 基点五四 基点五三から〇六度一四分五八秒二一五メートルの地点
 基点五五 基点五四から九六度〇七分四六秒五〇メートルの地点
 基点五六 基点五五から〇五度四六分五一秒一二五メートルの地点
 基点五七 基点五六から一九度〇九分一二秒四五メートルの地点
 基点五八 基点五七から二八九度〇九分一二秒二二メートルの地点
 基点五九 基点五八から一八度四六分三四秒一五八メートルの地点
 基点六〇 基点五九から一〇八度四五分一〇秒一九メートルの地点
 基点六一 基点六〇から一八度四八分四三秒六三〇メートルの地点
 基点六二 基準点から二一三度〇五分二一秒二、一〇五メートルの地点
 基点六三 基点六二から一八六度〇六分一六秒二一八メートルの地点
 基点六四 基点六三から九六度一八分四六秒六九メートルの地点
 基点六五 基点六四から一八六度〇五分三七秒一〇六メートルの地点
 基点六六 基点六五から一〇二度一〇分〇三秒一一メートルの地点
 基点六七 基点六六から一八六度〇五分三七秒一二七メートルの地点
 基点六八 基点六七から九四度一八分二三秒一三メートルの地点
 基点六九 基点六八から一八四度一〇分四六秒五五メートルの地点
 基点七〇 基点六九から二七五度五九分三九秒四八メートルの地点
 基点七一 基点七〇から〇六度〇五分三七秒二五三メートルの地点
 基点七二 基点七一から二七五度五九分二八秒六九メートルの地点
 基点七三 基点七二から〇六度〇六分一六秒二三四メートルの地点
 基点七四 基点七三から二七六度〇四分一九秒五一八メートルの地点
 基点七五 基点七四から〇六度〇四分一九秒一三メートルの地点
 基点七六 基点七五から二七六度〇一分二三秒二一六メートルの地点

- 基点七七 基点七六から一八六度〇三分五五秒一二メートルの地点
- 基点七八 基点七七から二七六度〇五分二二秒二八六メートルの地点
- 基点七九 基点七八から〇五度五九分三〇秒一八メートルの地点
- 基点八〇 基点七九から二七六度〇六分四二秒二一九メートルの地点
- 基点八一 基点八〇から一八六度〇一分二三秒九メートルの地点
- 基点八二 基点八一から二七六度〇三分三七秒六三メートルの地点
- 基点八三 基点八二から一八五度三三分五七秒二二メートルの地点
- 基点八四 基点八三から二七六度一三分四六秒八六メートルの地点
- 基点八五 基点八四から一八六度二八分五〇秒十メートルの地点
- 基点八六 基点八五から二七六度〇九分四五秒一七四メートルの地点
- 基点八七 基点八六から〇六度〇九分一一秒二二メートルの地点
- 基点八八 基点八七から二七六度〇七分一二秒一三メートルの地点
- 基点八九 基点八八から〇六度〇〇分五六秒一六メートルの地点
- 基点九〇 基点八九から二七六度〇四分一五秒二三九メートルの地点
- 基点九一 基点九〇から〇六度〇二分〇〇秒七メートルの地点
- 基点九二 基点九一から二七五度五九分三五秒三八メートルの地点
- 基点九三 基点九二から〇五度五九分三五秒三九メートルの地点
- 基点九四 基点九三から九五度五九分三五秒二四メートルの地点
- 基点九五 基点九四から一八五度五九分三五秒一六メートルの地点
- 基点九六 補助点二から一八六度〇九分一一秒四〇メートルの地点
- 基点九七 基点九六から九六度〇五分二七秒一二七メートルの地点
- 基点九八 基点九七から〇六度二八分五〇秒五メートルの地点
- 基点九九 基点九八から九六度一三分四六秒八五メートルの地点
- 基点一〇〇 補助点四から一八五度五九分三〇秒一八メートルの地点
- 基点一〇一 基点一〇〇から九六度〇五分二二秒三三九メートルの地点
- 基点一〇二 補助点六から一八六度〇四分一九秒一三メートルの地点
- 補助点一 基点二九から一八六度〇七分〇三秒七〇メートルの地点
- 補助点二 基点九五から九五度五九分三五秒二九〇メートルの地点
- 補助点三 基点九九から〇五度三三分五七秒三一メートルの地点
- 補助点四 補助点三から九六度〇六分四二秒三三〇メートルの地点
- 補助点五 基点一〇一から〇六度〇三分五五秒一二メートルの地点

補助点六 補助点五から九六度〇一分二三秒二六三メートルの地点

〇宮城県告示第四百八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港石巻港区海岸釜釜地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点二三まで順次結んだ線、基点二三と補助点一二を結んだ線、補助点一二から補助点一一、一〇、九、八を順次結んだ線、補助点八と基点二四を結んだ線、基点二四から基点三四まで順次結んだ線、基点三四と補助点七を結んだ線、補助点七から補助点六、五、四を順次結んだ線、補助点四と基点三五を結んだ線、基点三五と基点三六を結んだ線、基点三六と補助点三を結んだ線、補助点三から補助点二、一を順次結んだ線及び補助点一と基点一を結んだ線により囲まれた区域。ただし、定川の河川区域を除く。

2 基準点、基点及び補助点の表示

- 基準点 石巻市潮見町地内の標柱（北緯三八度二四分四五秒、東経一四一度一六分四四秒）
- 基点一 基準点から二二五度二一分四九秒四〇メートルの地点
- 基点二 基点一から七十七度一〇分三七秒二〇メートルの地点
- 基点三 基点二から三五三度一八分〇六秒三五四メートルの地点
- 基点四 基点三から八三度三四分五〇秒六六七メートルの地点
- 基点五 基点四から三五三度四六分二二秒四八メートルの地点
- 基点六 基点五から八三度〇七分三三秒四六メートルの地点
- 基点七 基点六から三五三度四三分五七秒三三九メートルの地点
- 基点八 基点七から二六三度四四分四七秒七四五メートルの地点
- 基点九 基点八から一七四度〇八分五五秒四メートルの地点
- 基点十 基点九から二六三度三六分一〇秒二一一メートルの地点
- 基点一一 基点十から一七三度三五分二六秒二〇メートルの地点
- 基点一二 基点一一から二六三度三六分一〇秒六一メートルの地点
- 基点一三 基点一二から三五四度〇五分二九秒二五五メートルの地点

- 基点二四 基点一三から二六三度三九分一三秒六三〇メートルの地点
- 基点一五 基点一四から二五八度五三分〇二秒一三九メートルの地点
- 基点一六 基点一五から一七三度五七分五五秒一四七メートルの地点
- 基点二七 基点一六から二六三度五五分二四秒一八メートルの地点
- 基点一八 基点一七から一七三度三八分四六秒三九二メートルの地点
- 基点一九 基点一八から二六三度三九分〇一秒一六六メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から三〇二度〇五分五三秒四八メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から三三八度五八分五二秒三三七メートルの地点
- 基点二二 基点二一から三二五度五〇分三〇秒二三八メートルの地点
- 基点二三 基点二二から三五三度三五分五八秒一〇六メートルの地点
- 基点二四 基点一八から一二八度三八分五四秒二八メートルの地点
- 基点二五 基点二四から三五三度三八分四六秒三九二メートルの地点
- 基点二六 基点二五から八三度五五分二四秒一八メートルの地点
- 基点二七 基点二六から三五三度五七分五五秒一四九メートルの地点
- 基点二八 基点二七から七八度五三分〇二秒一〇二メートルの地点
- 基点二九 基点二八から八三度二四分四二秒一八二メートルの地点
- 基点三〇 基点二九から一七四度〇九分〇〇秒一八メートルの地点
- 基点三一 基点三〇から八四度〇八分五五秒四〇メートルの地点
- 基点三二 基点三一から三五四度〇八分五一秒一九メートルの地点
- 基点三三 基点三二から八三度四五分二九秒三八メートルの地点
- 基点三四 基点三三から一七四度〇五分二九秒二五六メートルの地点
- 基点三五 基点七から二〇七度二五分〇一秒三六メートルの地点
- 基点三六 基点三五から一七三度四三分一四秒二六九メートルの地点
- 補助点一 基点三から三一九度四一分四五秒三六メートルの地点
- 補助点二 基点四から三〇〇度二七分四九秒五〇メートルの地点
- 補助点三 基点五から三〇七度五二分三〇秒五七メートルの地点
- 補助点四 基点三五から二六三度四四分四七秒五六メートルの地点
- 補助点五 基点三五から二七三度五四分〇五秒五七メートルの地点
- 補助点六 基点八から一二八度五六分五〇秒二八メートルの地点
- 補助点七 基点九から一四八度一五分五六秒四六メートルの地点
- 補助点八 基点一九から一九二度五二分一五秒二二メートルの地点

補助点九 基点二〇から二三〇度三二分二九秒二一メートルの地点
 補助点十 基点二一から二四二度二四分四一秒二〇メートルの地点
 補助点一一 基点二二から二四九度四三分一五秒二一メートルの地点
 補助点一二 基点二三から二二二度五〇分三三秒二六メートルの地点

〇宮城県告示第四百九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により昭和五十四年宮城県告示第千八百四号で指定した仙台塩釜港石巻港区海岸西浜南浜地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港石巻港区海岸西浜南浜地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点三まで順次結んだ線、基点三と補助点一を結んだ線、補助点一と補助点二を結んだ線及び補助点二と基点一を結んだ線により囲まれた区域

基点一と基点四を結んだ線、基点四と補助点三を結んだ線、補助点三から補助点八まで順次結んだ線、補助点八と基点五を結んだ線、基点五から基点一六まで順次結んだ線及び基点一六と基点一を結んだ線により囲まれた区域

基点一七から基点二二まで順次結んだ線、基点二二と補助点九を結んだ線、補助点九と基点二三を結んだ線、基点二三から基点二八まで順次結んだ線及び基点二八と基点一七を結んだ線により囲まれた区域

補助点十と基点三〇を結んだ線、基点三〇から基点三三まで順次結んだ線、基点三三と補助点一一を結んだ線、補助点一一から補助点一七まで順次結んだ線、補助点一七と基点三四を結んだ線、基点三四から基点四四まで順次結んだ線、基点四四と基点二九を結んだ線及び基点二九と補助点十を結んだ線により囲まれた区域。ただし、定川の河川区域を除く。

2 基点及び補助点の表示

基点一 石巻市門脇字東中浜一番防波堤基部東側角の点（北緯三八度二四分二四秒五、東経一四一度一六分二一秒三）

基点二 基点一から二六〇度〇〇分〇〇秒三三〇・〇〇メートルの地点

基点三 基点二から二五二度〇〇分〇〇秒一九三四・〇〇メートルの地点

基点四 基点一から一九九度〇〇分〇一秒二九・二六メートルの地点

基点五 基点八から二二二度三九分五九秒三一・八〇メートルの地点
 基点六 基点五から一七三度四二分八秒四三八・三〇メートルの地点
 基点七 基点六から七二度〇〇分〇〇秒二〇・四二メートルの地点
 基点八 基点七から三五三度四二分〇八秒四五八・八九メートルの地点
 基点九 基点八から八三度四八分二八秒一二二五・〇一メートルの地点
 基点十 基点九から一七三度〇〇分〇〇秒一六・九五メートルの地点
 基点一一 基点十から八三度〇〇分〇〇秒八六・八八メートルの地点
 基点一二 基点一一から一二八度三五分〇八秒一八七・八九メートルの地点
 基点一三 基点一二から一三〇度三六分四〇秒三八・〇四メートルの地点
 基点一四 基点一三から一四六度五〇分三〇秒三六・四二メートルの地点
 基点一五 基点一四から二五二度五三分四三秒二二八・七五メートルの地点
 基点一六 基点一五から三四二度五三分四三秒六・八六メートルの地点
 基点一七 基点一六から二五二度〇〇分〇〇秒六七・七六メートルの地点
 基点一八 基点一七から二六三度四八分五三秒四九・五七メートルの地点
 基点一九 基点一八から三五三度三二分二秒九三・七七メートルの地点
 基点二〇 基点一九から二六三度四八分五三秒九七・〇七メートルの地点
 基点二一 基点二〇から三五四度〇〇分四一秒一二五・五七メートルの地点
 基点二二 基点二一から二六三度四八分五三秒二一九・四八メートルの地点
 基点二三 基点二二から一二七度三七分五七秒九五・四六メートルの地点
 基点二四 基点二三から一三九度四三分二五秒一〇三・九五メートルの地点
 基点二五 基点二四から八三度五六分五四秒二一〇・〇六メートルの地点
 基点二六 基点二五から一七四度〇〇分四一秒一二五・六一メートルの地点
 基点二七 基点二六から八三度四八分五三秒九七・二三メートルの地点
 基点二八 基点二七から一七三度三二分二秒八八・三一メートルの地点
 基点二九 基点二八から一三九度四四分五二秒三一・六九メートルの地点
 基点三〇 基点二九から三二六度三三分五八秒一七五・五四メートルの地点
 基点三一 基点三〇から五〇度一八分一〇秒八三・二七メートルの地点
 基点三二 基点三一から三五四度五〇分一七秒八二・八九メートルの地点
 基点三三 基点三二から二二一度〇三分〇四秒一八八・七メートルの地点
 基点三四 基点三三から七度五七分五一秒五八一・九六メートルの地点
 基点三五 基点三四から一三二度四二分〇八秒一四・二四メートルの地点

基点三六 基点三五から一五三度五五分二〇秒七〇・八八メートルの地点
 基点三七 基点三六から一六一度五八分四三秒八七・七九メートルの地点
 基点三八 基点三七から二〇四度一三分三六秒九七・八八メートルの地点
 基点三九 基点三八から二一七度五三分五九秒四六・七四メートルの地点
 基点四〇 基点三九から一八一度二七分四二秒一六八・四六メートルの地点
 基点四一 基点四〇から二一九度一四分〇二秒一四八・二四メートルの地点
 基点四二 基点四一から二〇一度〇三分〇四秒一九六・五五メートルの地点
 基点四三 基点四二から一七四度五〇分一七秒七七・〇三メートルの地点
 基点四四 基点四三から二三〇度一八分一〇秒九二・九二メートルの地点
 補助点一 基点三から一六一度〇〇分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点
 補助点二 基点四から一五九度〇〇分〇一秒一四〇・七四メートルの地点
 補助点三 基点一四から一〇九度〇八分一〇秒三三・八三メートルの地点
 補助点四 基点一三から四八度五三分一四秒二〇・二一メートルの地点
 補助点五 基点一二から三八度五八分四六秒二〇・〇一メートルの地点
 補助点六 基点一一から一六二度〇二分三三秒三六・四九メートルの地点
 補助点七 基点九から二七三度一〇分二七秒一二二・八九メートルの地点
 補助点八 基点六から二六三度四八分五三秒一〇一・〇四メートルの地点
 補助点九 基点二三から二二七度一七分〇一秒二〇・〇二メートルの地点
 補助点十 基点二九から二四〇度三五分〇一秒二〇・三七メートルの地点
 補助点一一 基点四〇から六六度〇五分三二秒四四・二七メートルの地点
 補助点一二 基点三九から一〇九度四〇分四九秒四二・一一メートルの地点
 補助点一三 基点三八から一二一度〇三分五一秒四〇・二九メートルの地点
 補助点一四 基点三七から九三度〇六分〇九秒四二・八八メートルの地点
 補助点一五 基点三六から六七度五七分〇二秒四〇・一〇メートルの地点
 補助点一六 基点三五から五三度一八分四四秒四〇・七〇メートルの地点
 補助点一七 基点三四から四二度四二分〇八秒四〇・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第四百十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により平成十九年宮城県告示第三百七十七号で指定した仙台塩釜港石巻港区海岸雲雀野地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港石巻港区海岸雲雀野地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点一五まで順次結んだ線、基点一と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点七まで順次結んだ線及び補助点七と基点一五を結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示

基点一 石巻市雲雀野町一丁目地内の標柱（北緯三八度二四分四九秒、東経一四一度一八分三六秒）

- 基点一 基点一から三五三度一二分四三秒四六メートルの地点
- 基点二 基点二から三〇九度〇八分一九秒一一三メートルの地点
- 基点三 基点三から三〇五度四三分二一秒二八メートルの地点
- 基点四 基点四から二八二度四五分五一秒三〇メートルの地点
- 基点五 基点五から二七一度四六分二三秒一五三メートルの地点
- 基点六 基点六から二七一度四六分二三秒一五三メートルの地点
- 基点七 基点七から二七一度四五分五六秒一五三メートルの地点
- 基点八 基点七から一度三一分〇三秒一〇メートルの地点
- 基点九 基点八から二六五度一〇分〇一秒六九メートルの地点
- 基点十 基点九から二六一度五九分五九秒七六メートルの地点
- 基点十一 基点十から二六五度〇八分五〇秒四二七メートルの地点
- 基点十二 基点十一から二六五度〇一分二九秒四〇〇メートルの地点
- 基点十三 基点十二から二六四度三三分〇四秒一〇八メートルの地点
- 基点十四 基点十三から一七三度三一分四四秒一五六メートルの地点
- 基点十五 基点十四から二六三度三三分一〇秒六九一メートルの地点
- 補助点一 基点一から一五九度五七分三八秒五五メートルの地点
- 補助点二 基点七から一八一度三〇分五五秒二〇二メートルの地点
- 補助点三 基点一一から一八六度二五分一四秒三三二メートルの地点
- 補助点四 基点一一から一九五度〇四分〇四秒一四〇メートルの地点
- 補助点五 基点一二から一六五度〇〇分〇九秒一三五メートルの地点
- 補助点六 基点一四から二八度三三分〇七秒二八メートルの地点
- 補助点七 基点一五から一七三度三三分〇四秒二〇メートルの地点

○宮城県告示第四百十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十五年宮城県告示第四百七号で指定した仙台塩釜港仙台港区海岸中野地区海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港仙台港区海岸中野地区海岸

二 区域

1 区域の表示

基点〇から基点二九まで順次結んだ線、基点二九と補助点一を結んだ線、補助点一と基点三〇を結んだ線、基点三〇から基点六一まで順次結んだ線及び基点六一と基点〇を結んだ線により囲まれた区域並びに基点六二から基点九五まで順次結んだ線、基点九五と補助点二を結んだ線、補助点二と基点九六を結んだ線、基点九六から基点九九まで順次結んだ線、基点九九と補助点三を結んだ線、補助点三と補助点四を結んだ線、補助点四と基点一〇〇を結んだ線、基点一〇〇と基点一〇一を結んだ線、基点一〇一と補助点五を結んだ線、補助点五と補助点六を結んだ線、補助点六と基点一〇二を結んだ線及び基点一〇二と基点六二を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 多賀城市大代一丁目地内（北緯三八度一七分〇二・三二九七秒、東経一四一度〇一分五六・三八八二秒）

- 基点〇 基準点から一九四度二三分〇三秒一六四メートルの地点
- 基点一 基点〇から二二一度二三分〇三秒二五メートルの地点
- 基点二 基点一から二八八度四六分四一秒二六五メートルの地点
- 基点三 基点二から一九八度四五分十秒六三〇メートルの地点
- 基点四 基点三から二八八度四五分十秒二三メートルの地点
- 基点五 基点四から一九八度四六分三四秒一一メートルの地点
- 基点六 基点五から一〇九度〇九分一二秒二二メートルの地点
- 基点七 基点六から一九七度四一分三一秒七四メートルの地点
- 基点八 基点七から一八五度四六分五一秒一三八メートルの地点
- 基点九 基点八から二七六度〇七分四六秒五〇メートルの地点

基点十 基点九から一八六度一四分五八秒二二五メートルの地点
 基点一一 基点十から二七六度〇四分三〇秒二七九メートルの地点
 基点一二 基点一一から一八六度二〇分〇四秒一四メートルの地点
 基点一三 基点一二から二七六度二〇分〇四秒一六メートルの地点
 基点一四 基点一三から一八六度〇五分三四秒一七二メートルの地点
 基点一五 基点一四から二七六度〇八分二四秒八二二メートルの地点
 基点一六 基点一五から〇六度〇八分三八秒一七四メートルの地点
 基点一七 基点一六から二七六度〇五分一三秒一三五メートルの地点
 基点一八 基点一七から一八六度一三分五一秒一九メートルの地点
 基点一九 基点一八から二七五度四四分〇四秒七七メートルの地点
 基点二〇 基点一九から〇六度〇〇分一六秒一九メートルの地点
 基点二一 基点二〇から二七五度五五分三四秒一〇七メートルの地点
 基点二二 基点二一から一八六度〇七分二七秒一一九メートルの地点
 基点二三 基点二二から二七六度〇七分二七秒三三三メートルの地点
 基点二四 基点二三から二八四度五七分〇一秒二二〇メートルの地点
 基点二五 基点二四から二三五度二〇分四〇秒六〇メートルの地点
 基点二六 基点二五から三二五度二〇分四〇秒二二メートルの地点
 基点二七 基点二六から二八四度五〇分三〇秒一四七メートルの地点
 基点二八 基点二七から一八六度〇二分四六秒八一メートルの地点
 基点二九 基点二八から二七六度〇四分二五秒三六三メートルの地点
 基点三〇 補助点一から二七六度〇四分〇七秒三八メートルの地点
 基点三一 基点三〇から一八六度〇四分〇七秒二二メートルの地点
 基点三二 基点三一から二七六度〇四分〇七秒二四メートルの地点
 基点三三 基点三二から〇六度〇四分〇七秒四六メートルの地点
 基点三四 基点三三から九六度〇四分〇七秒三八メートルの地点
 基点三五 基点三四から〇六度〇七分〇三秒七〇メートルの地点
 基点三六 基点三五から九六度〇四分二五秒三六三メートルの地点
 基点三七 基点三六から三五三度四七分二五秒六〇メートルの地点
 基点三八 基点三七から一五度三八分四二秒二八メートルの地点
 基点三九 基点三八から一〇四度三七分一四秒二〇〇メートルの地点
 基点四〇 基点三九から五五度二〇分四〇秒四二メートルの地点

基点四一 基点四〇から一〇四度四七分五三秒二二五メートルの地点
 基点四二 基点四一から〇六度〇七分二七秒一一九メートルの地点
 基点四三 基点四二から九六度〇五分一三秒三六七メートルの地点
 基点四四 基点四三から一八六度〇八分三八秒八三メートルの地点
 基点四五 基点四四から九六度一二分三八秒二三メートルの地点
 基点四六 基点四五から一八五度五九分四八秒九一メートルの地点
 基点四七 基点四六から九六度〇八分二四秒六〇〇メートルの地点
 基点四八 基点四七から〇六度一八分〇〇秒六六メートルの地点
 基点四九 基点四八から九六度二〇分五五秒六九メートルの地点
 基点五〇 基点四九から一八六度〇〇分一三秒六五メートルの地点
 基点五一 基点五〇から九五度五四分〇九秒八三メートルの地点
 基点五二 基点五一から〇六度〇五分三四秒一八五メートルの地点
 基点五三 基点五二から九六度〇四分三〇秒二九五メートルの地点
 基点五四 基点五三から〇六度一四分五八秒二一五メートルの地点
 基点五五 基点五四から九六度〇七分四六秒五〇メートルの地点
 基点五六 基点五五から〇五度四六分五一秒一二五メートルの地点
 基点五七 基点五六から一九度〇九分一二秒四五メートルの地点
 基点五八 基点五七から二八九度〇九分一二秒二二メートルの地点
 基点五九 基点五八から一八度四六分三四秒一五八メートルの地点
 基点六〇 基点五九から一〇八度四五分一〇秒一九メートルの地点
 基点六一 基点六〇から一八度四八分四三秒六三〇メートルの地点
 基点六二 基準点から二一三度〇五分二一秒二、一〇五メートルの地点
 基点六三 基点六二から一八六度〇六分一六秒二一八メートルの地点
 基点六四 基点六三から九六度一八分四六秒六九メートルの地点
 基点六五 基点六四から一八六度〇五分三七秒一〇六メートルの地点
 基点六六 基点六五から一二〇度一〇分〇三秒一一メートルの地点
 基点六七 基点六六から一八六度〇五分三七秒一二七メートルの地点
 基点六八 基点六七から九四度一八分二三秒一三メートルの地点
 基点六九 基点六八から一八四度一〇分四六秒五五メートルの地点
 基点七〇 基点六九から二七五度五九分三九秒四八メートルの地点
 基点七一 基点七〇から〇六度〇五分三七秒二五三メートルの地点

- 基点七二 基点七一から二七五度五九分二八秒六九メートルの地点
- 基点七三 基点七二から〇六度〇六分一六秒二三四メートルの地点
- 基点七四 基点七三から二七六度〇四分一九秒五一八メートルの地点
- 基点七五 基点七四から〇六度〇四分一九秒一三メートルの地点
- 基点七六 基点七五から二七六度〇一分二三秒二一六メートルの地点
- 基点七七 基点七六から一八六度〇三分五五秒一二メートルの地点
- 基点七八 基点七七から二七六度〇五分二二秒二八六メートルの地点
- 基点七九 基点七八から〇五度五九分三〇秒一八メートルの地点
- 基点八〇 基点七九から二七六度〇六分四二秒二一九メートルの地点
- 基点八一 基点八〇から一八六度〇一分二三秒九メートルの地点
- 基点八二 基点八一から二七六度〇三分三七秒六三メートルの地点
- 基点八三 基点八二から一八五度三三分五七秒二二メートルの地点
- 基点八四 基点八三から二七六度一三分四六秒八六メートルの地点
- 基点八五 基点八四から一八六度二八分五〇秒十メートルの地点
- 基点八六 基点八五から二七六度〇九分四五秒一七四メートルの地点
- 基点八七 基点八六から〇六度〇九分一一秒二二メートルの地点
- 基点八八 基点八七から二七六度〇七分一二秒一三メートルの地点
- 基点八九 基点八八から〇六度〇四分一五秒二三九メートルの地点
- 基点九〇 基点八九から二七六度〇四分一五秒二三九メートルの地点
- 基点九一 基点九〇から〇六度〇二分〇〇秒七メートルの地点
- 基点九二 基点九一から二七五度五九分三五秒三八メートルの地点
- 基点九三 基点九二から〇五度五九分三五秒三九メートルの地点
- 基点九四 基点九三から九五度五九分三五秒二四メートルの地点
- 基点九五 基点九四から一八五度五九分三五秒一六メートルの地点
- 基点九六 補助点二から一八六度〇九分一一秒四〇メートルの地点
- 基点九七 基点九六から九六度〇五分二七秒一二メートルの地点
- 基点九八 基点九七から〇六度二八分五〇秒五メートルの地点
- 基点九九 基点九八から九六度一三分四六秒八五メートルの地点
- 基点一〇〇 補助点四から一八五度五九分三〇秒一八メートルの地点
- 基点一〇一 基点一〇〇から九六度〇五分二二秒三三九メートルの地点
- 基点一〇二 補助点六から一八六度〇四分一九秒一三メートルの地点

- 補助点一 基点二九から一八六度〇七分〇三秒七〇メートルの地点
- 補助点二 基点九五から九五度五九分三五秒二九〇メートルの地点
- 補助点三 基点九九から〇五度三三分五七秒三一メートルの地点
- 補助点四 補助点三から九六度〇六分四二秒三三〇メートルの地点
- 補助点五 基点一〇一から〇六度〇三分五五秒一二メートルの地点
- 補助点六 補助点五から九六度〇一分二三秒二六三メートルの地点

○宮城県告示第四百十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十五年宮城県告示第四百八号で指定した仙台塩釜港石巻港区海岸釜地区海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十五年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 海岸の名称

宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港石巻港区海岸釜地区海岸

二 区域

1 区域の表示

基点一から基点二三まで順次結んだ線、基点二三と補助点一二を結んだ線、補助点一二から補助点一一、一〇、九、八を順次結んだ線、補助点八と基点二四を結んだ線、基点二四から基点三四まで順次結んだ線、基点三四と補助点七を結んだ線、補助点七から補助点六、五、四を順次結んだ線、補助点四と基点三五を結んだ線、基点三五と基点三六を結んだ線、基点三六と補助点三を結んだ線、補助点三から補助点二、一を順次結んだ線及び補助点一と基点一を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

- 基準点 石巻市潮見町地内の標柱（北緯三八度二四分四五秒、東経一四一度一六分四四秒）
- 基点一 基準点から二二五度二一分四九秒四〇メートルの地点
- 基点二 基点一から七七度一〇分三七秒二〇メートルの地点
- 基点三 基点二から三三三度一八分〇六秒三五四メートルの地点
- 基点四 基点三から八三度三四分五〇秒六六七メートルの地点
- 基点五 基点四から三三三度四六分二二秒四八メートルの地点
- 基点六 基点五から八三度〇七分三三秒四六メートルの地点

- 基点七 基点六から三五三度四三分五七秒三三九メートルの地点
- 基点八 基点七から二六三度四四分七秒七四五メートルの地点
- 基点九 基点八から一七四度〇八分五五秒四メートルの地点
- 基点十 基点九から二六三度三六分一〇秒二一一メートルの地点
- 基点一一 基点十から一七三度三五分二六秒二〇メートルの地点
- 基点一二 基点一一から二六三度三六分一〇秒六一メートルの地点
- 基点一三 基点一二から三五四度〇五分二九秒二五五メートルの地点
- 基点一四 基点一三から二六三度三九分一三秒六三〇メートルの地点
- 基点一五 基点一四から二五八度五三分〇二秒一三九メートルの地点
- 基点一六 基点一五から一七三度五七分五秒一四七メートルの地点
- 基点一七 基点一六から二六三度五五分二四秒一八メートルの地点
- 基点一八 基点一七から一七三度三八分四六秒三九二メートルの地点
- 基点一九 基点一八から二六三度三九分〇一秒一二六一メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から三〇二度〇五分五三秒四八メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から三三八度五八分五二秒三三七メートルの地点
- 基点二二 基点二一から三二五度五〇分三〇秒二三八メートルの地点
- 基点二三 基点二二から三五三度三五分五八秒一〇六メートルの地点
- 基点二四 基点二一から一二八度三八分五四秒二八メートルの地点
- 基点二五 基点二四から三五三度三八分四六秒三九二メートルの地点
- 基点二六 基点二五から八三度五五分二四秒一八メートルの地点
- 基点二七 基点二六から三五三度五七分五秒一四九メートルの地点
- 基点二八 基点二七から七八度五三分〇二秒一二〇メートルの地点
- 基点二九 基点二八から八三度二四分四二秒一八二メートルの地点
- 基点三〇 基点二九から一七四度〇九分〇一秒一八メートルの地点
- 基点三一 基点三〇から八四度〇八分五五秒四〇メートルの地点
- 基点三二 基点三一から三五四度〇八分五一秒一九メートルの地点
- 基点三三 基点三二から八三度四五分二九秒三八八メートルの地点
- 基点三四 基点三三から一七四度〇五分二九秒二五六メートルの地点
- 基点三五 基点三三から二〇七度二五分〇一秒三六メートルの地点
- 基点三六 基点三五から一七三度四三分一四秒二六九メートルの地点
- 補助点一 基点三三から三一九度四一分四五秒三六メートルの地点

補助点二 基点四から三〇〇度二七分四九秒五〇メートルの地点

補助点三 基点五から三〇七度五二分三〇秒五七メートルの地点

補助点四 基点三五から二六三度四四分七秒五六メートルの地点

補助点五 基点三五から二七三度五四分〇五秒五七メートルの地点

補助点六 基点八から一二八度五六分五〇秒二八メートルの地点

補助点七 基点九から一四八度一五分五六秒四六メートルの地点

補助点八 基点一九から一九二度五二分一五秒二一メートルの地点

補助点九 基点二〇から二三〇度三二分二九秒二一メートルの地点

補助点十 基点二一から二四二度二四分四一秒二〇メートルの地点

補助点一一 基点二二から二四九度四三分一五秒二二メートルの地点

補助点一二 基点二三から二二二度五〇分三二秒二六メートルの地点

○宮城県告示第四百十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十五年宮城県告示第四百九号で指定した仙台塩釜港石巻港区海岸西浜南浜地区海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十五年四月三十日

一 海岸の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 区域 宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港石巻港区海岸西浜南浜地区海岸

1 区域の表示

基点一から基点三まで順次結んだ線、基点三と補助点一を結んだ線、補助点一と補助点二を結んだ線及び補助点二と基点一を結んだ線により囲まれた区域、基点一と基点四を結んだ線、基点四と補助点三を結んだ線、補助点三から補助点八まで順次結んだ線、補助点八と基点五を結んだ線、基点五から基点一六まで順次結んだ線及び基点一六と基点一を結んだ線により囲まれた区域、基点一七から基点二二まで順次結んだ線、基点二二と補助点九を結んだ線、補助点九と基点二三を結んだ線、基点二三から基点二八まで順次結んだ線及び基点二八と基点一七を結んだ線により囲まれた区域並びに補助点十と基点三〇を結んだ線、基点三〇から基点三三まで順次結んだ線、基点三三と補助点一一を結んだ線、補助点一一から補助点一七まで順次結んだ線、補助点一七と基点三四を結んだ線、基点三四から基点四四まで順次結んだ線、基点四四と基点二九を結んだ線及び基点二九と補助点十を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律

第二百十八号) 第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接
地域を除いた区域

2 基点及び補助点の表示

基点一 石巻市門脇字東中浜一番防波堤基部東側角の点(北緯三八度二四分二四秒五、東経一
四一度一六分一一秒三)

- 基点一 基点一から二六〇度〇〇分〇〇秒三三〇・〇〇メートルの地点
- 基点二 基点二から二五二度〇〇分〇〇秒一九三四・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点一から一五九度〇〇分〇一秒二九・二六メートルの地点
- 基点四 基点一から一五九度〇〇分〇一秒二九・二六メートルの地点
- 基点五 基点八から二一二度三九分五九秒三一・八〇メートルの地点
- 基点六 基点五から一七三度四二分八秒四三八・三〇メートルの地点
- 基点七 基点六から七二度〇〇分〇〇秒二〇・四二メートルの地点
- 基点八 基点七から三五三度四二分〇八秒四五八・八九メートルの地点
- 基点九 基点八から八三度四八分二八秒一二二五・〇一メートルの地点
- 基点十 基点九から一七三度〇〇分〇〇秒一六・九五メートルの地点
- 基点十一 基点十から八三度〇〇分〇〇秒八六・八八メートルの地点
- 基点十二 基点十一から一二八度三五分〇八秒一八七・八九メートルの地点
- 基点十三 基点十二から一三〇度三六分四〇秒三八・〇四メートルの地点
- 基点十四 基点十三から一四六度五〇分三〇秒三六・四二メートルの地点
- 基点十五 基点十四から二五二度五三分四三秒二二八・七五メートルの地点
- 基点十六 基点十五から三四二度五三分四三秒六・八六メートルの地点
- 基点十七 基点十六から二五二度〇〇分〇〇秒六七・七六メートルの地点
- 基点十八 基点十七から二六三度四八分五三秒四九・五七メートルの地点
- 基点十九 基点十八から三五三度三二分二秒九三・七七メートルの地点
- 基点二十 基点十九から二六三度四八分五三秒九七・〇七メートルの地点
- 基点二十一 基点二十から三五四度〇〇分四一秒一二五・五七メートルの地点
- 基点二十二 基点二十一から二六三度四八分五三秒二一九・四八メートルの地点
- 基点二十三 基点二十二から一二七度三七分五七秒九五・四六メートルの地点
- 基点二十四 基点二十三から一三九度四三分二五秒一〇三・九五メートルの地点
- 基点二十五 基点二十四から八三度五六分五四秒二一〇・〇六メートルの地点
- 基点二十六 基点二十五から一七四度〇〇分四一秒一二五・六一メートルの地点
- 基点二十七 基点二十六から八三度四八分五三秒九七・二三メートルの地点

- 基点二八 基点二七から一七三度三二分二秒八八・三一メートルの地点
- 基点二九 基点二八から一三九度四四分五二秒三一・六九メートルの地点
- 基点三十 基点二九から三二六度三二分五八秒一七五・五四メートルの地点
- 基点三一 基点三十から五〇度一八分一〇秒八三・二七メートルの地点
- 基点三二 基点三一から三五四度五〇分一七秒八二・八九メートルの地点
- 基点三三 基点三二から二一度〇三分〇四秒一八八・七メートルの地点
- 基点三四 基点三三から七度五七分五秒五八一・九六メートルの地点
- 基点三五 基点三四から一三二度四二分〇八秒一四・二四メートルの地点
- 基点三六 基点三五から一五三度五五分二〇秒七〇・八八メートルの地点
- 基点三七 基点三六から一六一度五八分四三秒八七・七九メートルの地点
- 基点三八 基点三七から二〇四度一三分三六秒九七・八八メートルの地点
- 基点三九 基点三八から二一七度五三分五九秒四六・七四メートルの地点
- 基点四十 基点三九から一八一度二七分四二秒一六八・四六メートルの地点
- 基点四一 基点四十から二一九度一四分〇二秒一四八・二四メートルの地点
- 基点四二 基点四一から二〇一度〇三分〇四秒一九六・五五メートルの地点
- 基点四三 基点四二から一七四度五〇分一七秒七七・〇三メートルの地点
- 基点四四 基点四三から二三〇度一八分一〇秒九二・九二メートルの地点
- 補助点一 基点三三から一六一度〇〇分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点
- 補助点二 基点四四から一五九度〇〇分〇一秒一四〇・七四メートルの地点
- 補助点三 基点一四から一〇九度〇八分一〇秒三三・八三メートルの地点
- 補助点四 基点一三から四八度五三分一四秒二〇・二一メートルの地点
- 補助点五 基点一二から三八度五八分四六秒二〇・〇一メートルの地点
- 補助点六 基点一一から一六二度〇二分三三秒三六・四九メートルの地点
- 補助点七 基点九から二七三度一〇分二七秒一二二・八九メートルの地点
- 補助点八 基点六から二六三度四八分五三秒一〇一・〇四メートルの地点
- 補助点九 基点二三から二七度一七分〇一秒二〇・〇二メートルの地点
- 補助点十 基点二九から二四〇度三五分〇一秒二〇・三七メートルの地点
- 補助点十一 基点四〇から六六度〇五分三一秒四四・二七メートルの地点
- 補助点十二 基点三九から一〇九度四〇分四九秒四二・一一メートルの地点
- 補助点十三 基点三八から一二一度〇三分五一秒四〇・二九メートルの地点
- 補助点十四 基点三七から九三度〇六分〇九秒四二・八八メートルの地点

補助点一五 基点三六から六七度五七分〇二秒四〇・一〇メートルの地点
 補助点一六 基点三五から五三度一八分四四秒四〇・七〇メートルの地点
 補助点一七 基点三四から四二度四二分〇八秒四〇・〇〇メートルの地点
 ○宮城県告示第四百十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十五年宮城県告示第四百十号で指定した仙台塩釜港石巻港区海岸雲雀野地区海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。
 平成二十五年四月三十日

一 海岸の名称
 宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港石巻港区海岸雲雀野地区海岸
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 区域

1 区域の表示

基点一から基点一五まで順次結んだ線、基点一と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点七まで順次結んだ線及び補助点七と基点一五を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基点及び補助点の表示

基点一 石巻市雲雀野町一丁目地内の標柱（北緯三八度二四分四九秒、東経一四一度一八分三六秒）

- 基点一 基点一から三五三度一二分四三秒四六メートルの地点
- 基点二 基点二から三〇九度〇八分一九秒一一三メートルの地点
- 基点三 基点三から三〇五度四三分二一秒二八メートルの地点
- 基点四 基点四から二八二度四五分一秒三〇メートルの地点
- 基点五 基点五から二七一度四六分二秒一五三メートルの地点
- 基点六 基点六から二七一度四六分二秒一五三メートルの地点
- 基点七 基点七から二七一度四六分二秒一五三メートルの地点
- 基点八 基点七から一度三一分〇三秒一〇メートルの地点
- 基点九 基点八から二六五度一〇分〇一秒六九メートルの地点
- 基点十 基点九から二六一度五九分五九秒七六メートルの地点
- 基点十一 基点十から二六五度〇八分五〇秒四二七メートルの地点

基点一二 基点一一から二六五度〇一分二九秒四〇〇メートルの地点
 基点一三 基点一二から二六四度三三分〇四秒一〇八メートルの地点
 基点一四 基点一三から一七三度三一分四四秒一五六五メートルの地点
 基点一五 基点一四から二六三度三三分一〇秒六九一メートルの地点
 補助点一 基点一から一五九度五七分三八秒五五メートルの地点
 補助点二 基点七から一八一度三〇分五五秒二〇二メートルの地点
 補助点三 基点二一から一八六度二五分一四秒二二二メートルの地点
 補助点四 基点一一から一九五度〇四分〇四秒一四〇メートルの地点
 補助点五 基点一三から一六五度〇〇分〇九秒一三五メートルの地点
 補助点六 基点一四から二八度三三分〇七秒二八メートルの地点
 補助点七 基点一五から一七三度三三分〇四秒二〇メートルの地点
 ○宮城県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
 平成二十五年四月三十日
 宮城県大河原地方振興事務所
 所長 佐 野 好 昭

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年四月六日	佐藤 洋治	柴田郡村田町大字村田字広畑四十八番地	理事
平成二十五年四月六日	村上 修一	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地	理事
平成二十五年四月六日	大槻 静壽	柴田郡村田町大字沼辺字下大枝七十二番地	理事
平成二十五年四月六日	若生 進	刈田郡蔵王町大字円田字町前五十八番地一	理事
平成二十五年四月六日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	理事
平成二十五年四月六日	佐藤 保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山七十一番地	理事
平成二十五年四月六日	小島 善勝	刈田郡蔵王町大字円田字萩ノ窪二十三番地	理事

二 退任した者

平成二十五年四月六日	佐藤 庄一郎	柴田郡村田町大字小泉字新畑四十三番地	理事
平成二十五年四月五日	小島 善勝	刈田郡蔵王町大字円田字萩ノ窪二十三番地	理事
平成二十五年四月五日	佐藤 保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山七十一番地	理事
平成二十五年四月五日	村上 一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷八番地一	理事
平成二十五年四月五日	若生 進	柴田郡村田町大字村田字田町前五十番地	理事
平成二十五年四月五日	大沼 忠夫	柴田郡村田町大字沼辺字下大枝七十三番地	理事
平成二十五年四月五日	大槻 静壽	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入百六十三番地	理事
平成二十五年四月五日	村上 修一	柴田郡村田町大字村田字広畑四十八番地	理事
平成二十五年四月五日	佐藤 洋治	柴田郡村田町大字平沢字台屋敷四十六番地	理事
平成二十五年四月六日	村上 秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	監事

平成二十五年四月六日	佐藤 庄一郎	柴田郡村田町大字小泉字新畑四十三番地	理事
平成二十五年四月六日	吉田 忠喜	柴田郡村田町大字沼辺字岡二百六十七番地	理事
平成二十五年四月六日	鈴木 健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井三十四番地	理事
平成二十五年四月六日	山家 寶造	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井八十五番地二	理事
平成二十五年四月六日	柴崎 弘	柴田郡村田町大字村田字下河原四十五番地	理事
平成二十五年四月六日	上田 万作一	柴田郡村田町大字薄木字白鳥五十六番地	理事
平成二十五年四月六日	柴崎 俊信	柴田郡村田町大字関場字高木五十五番地	監事
平成二十五年四月六日	大宮 満吉	柴田郡村田町大字小泉字栗内二十八番地二	監事
平成二十五年四月六日	村上 秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	監事

公 告

○宮城県告示第四百十六号
 柴田郡村田町外一町澄川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年四月二十二日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 平成二十五年四月三十日
 宮城県大河原地方振興事務所
 所長 佐野好昭

平成二十五年四月五日	狭山 達也	柴田郡村田町大字足立字入松尾二十三番地一	理事
平成二十五年四月五日	吉野 誠一	柴田郡村田町大字沼辺字新田百六十八番地二	理事
平成二十五年四月五日	吉田 忠喜	柴田郡村田町大字沼辺字岡二百六十七番地	理事
平成二十五年四月五日	鈴木 健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井三十四番地	理事
平成二十五年四月五日	柴崎 俊信	柴田郡村田町大字関場字高木五十五番地	監事
平成二十五年四月五日	大宮 満吉	柴田郡村田町大字小泉字栗内二十八番地二	監事
平成二十五年四月五日	村上 秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	監事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十五年四月三十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城県知事 村井 嘉 浩
 巨理郡巨理町荒浜字我妻七十九番及び八十番
 角田市角田字野田前九十五番地
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 角田レミコン株式会社

企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年四月三十日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ポリ塩化アルミニウム（単価契約）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年三月二十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二

番六十の一号

五 落札金額 三万六千三百円（一トン当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年二月五日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第八号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年四月三十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）

二 変更後の指定した団体の構成員の名称

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県教育委員会告示第九号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年四月三十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場以外の施設）

二 変更後の指定した団体の構成員の名称

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県教育委員会告示第十号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年四月三十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 公の施設の名称

宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）

二 変更後の指定した団体の構成員の名称

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

人 事 委 員 会

○第六十四回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊その一のとおり実施する。

平成二十五年四月三十日

宮 城 県 人 事 委 員 会

委員 長 高 橋 俊 一

○第六十四回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第七十一回宮城県職員採用試験（高等学

卒業程度)を別冊その二のとおり実施する。

平成二十五年四月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○第八十四回警察官A採用試験を別冊その三のとおり実施する。

平成二十五年四月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○第八十五回警察官B採用試験を別冊その四のとおり実施する。

平成二十五年四月三十日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

監査委員

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事、宮城県議会議長、宮城県教育委員会委員長及び宮城県公安委員会委員長から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成25年 4月30日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査委員から知事へ報告した日

平成25年 3月 1日

2 監査委員から議会議長、教育委員会委員長及び公安委員会委員長へ報告した日

平成25年 3月 4日

3 知事から通知があった日

平成25年 3月21日

4 議会議長、教育委員会委員長及び公安委員会委員長から通知があった日

平成25年 3月22日

5 措置の内容

平成24年度行政監査の意見に対する措置状況

(1) 宮城県のホームページ

第1節 ホームページの管理運営体制	1 運営に関する準則等の整備	(1) 最低限度掲載すべき情報の明確化	監査委員の意見	措置状況
			情報通信技術(以下「IT」という。)が進展し、県民の多くがインターネット環境を活用している中で、本県において、インターネットの持つ広域性、即時性、双方向性を最大限に活用し、行政情報を積極的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を高めることができるよう、県ホームページを作成していくことを対外的に宣言している。	宮城県のホームページに関する現行の基準については、ホームページ作成に関するシステム等の変更がなかったことから、基準についても策定当初から変更されていない。平成24年11月に導入したコンテンツマネジメントシステム(CMS)の運用が開始されたことにより、情報発信の在り方や、ホームページの運営・管理に関する在り方など、新しい考え方を盛り込む必要があることから、今後、CMSの特性を踏まえた新しいガイドラインの作成について検討を進めていく。

したがって、公表する(された)報道発表資料や議会説明資料などを始め、公開できる情報については積極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の共通認識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県として、ホームページで最低限度発信すべき情報等のガイドライン(以下「情報発信ガイドライン」という。)を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。

(2) CMS導入後の管理・運営基準等の見直し	<p>宮城県のホームページにおいては、ホームページによる情報提供の一層の充実を図るとともに情報提供の迅速化とアクセス性の向上を図ることなどを目的として、新たな管理システムであるCMSが導入されたところである。CMSの導入によって、ホームページへの情報掲載や掲載情報の更新が誰でも容易にできるようになり、掲載情報の量や質の向上が期待される一方、ホームページに携わる職員が増えることにより、各課所におけるホームページの管理・運営方法も現行の管理・運営基準では対応できなくなる恐れがある。</p> <p>したがって、CMS移行後のホームページ管理・運営の問題点等を整理・検討した上で、ホームページの管理・運営を適切に行うための新たな管理・運営基準等の策定や、現行の管理・運営基準等の見直し等を行うべきである。</p>	<p>宮城県のホームページに関する現行の基準については、ホームページ作成に関するシステム等の変更がなかったことから、基準についても策定当初から変更されていない。平成24年11月に導入したCMSの運用が開始されたことにより、情報発信の在り方や、ホームページの運営・管理に関する在り方など、新しい考え方を盛り込む必要があることから、今後、CMSの特性を踏まえた新しいガイドラインの作成について検討を進めていく。</p>
(3) ホームページ管理担当者の明確化	<p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報量は今後ますます増大することが予想されるところに、その質の維持向上もこれまで以上に重要になってくるものと考えられる。</p> <p>したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推</p>	<p>現行のホームページに関する基準では各所属長がページ全体の統括管理を行うこととされているが、実際に実務を行うホームページ管理担当者の指名については、必要性を踏まえ、ガイドラインの作成と併せ検討する。</p>

2 管理体制の充実に向けた検討の推進	(1) インターネット環境の変化に対応した管理・運営の推進	<p>ITの進展は、生活や社会の経済を取り巻く環境に多くの変革をもたらしているが、こうしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を実現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこのからの大きな課題になるものと考えられる。</p> <p>したがって、本県の各ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるように、ITに習熟した職員の見なども取り入れながら、行っていくべきである。</p>	<p>今後作成が検討されるガイドラインにおいて、各所属長の総括管理のもと、ホームページ管理担当者が指名されることになれば、ホームページ管理事務が円滑に行えると考えられる。</p>
(2) ホームページ掲載情報をチェックする担当者の指定	<p>ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報保護の法を遵守して適切に行う必要がある。</p>	<p>県のIT推進計画である「みやぎIT推進プラン2013」においても、県民の誰もが、いつでも、どこでも必要な情報を簡単に入手できるように、迅速な情報発信や提供情報の充実が、使いやすいホームページづくりを促進することを取組方針としている。今後、各所属において情報発信に携わる職員一人ひとりが、各種研修や意見交換を重ねてITに習熟しながら、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、ホームページの管理・運営を行うことができるよう、努めていく。</p> <p>宮城県ホームページは掲載される情報の量が非常に多く、また情報のカテゴリーが非常に多岐に渡ることから、各所属が運用・管理するものとしている。</p> <p>掲載に適さない情報や期限を過ぎて掲載されている情報の有無などは、自治体のホー</p>	

<p>県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチェックは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチェックのあり方についても、先に述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報保護の問題についても各課所で定期的なチェックする体制を整えるべきである。</p>	<p>ホームページとしての信頼度を保つために、恒常的にチェックが行われるべきものと考え。今後作成する新たなガイドラインにおいて、掲載されたコンテンツの在り方に関する基準を定め、正確な情報発信がなされるよう、なお一層の周知を図っていくほか、ホームページ更新時の複数職員による確認や、更新後の定期的な確認を徹底するように全庁に對して注意喚起を行い、情報セキュリティ事故等の未然防止に努める。</p>
<p>ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、管理しているホームページの質に差が生じることになるため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図ることは非常に重要な課題であるが、インターネット環境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とは、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なることも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人差があるものと考えられることから、職員研修の実施に当たっては、習熟度別に実施するなどの工夫が必要である。学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担当者に業務が集中し過ぎることも考えられることから、ホームページ管理担当者以外の職員にも研修を受講させ、ホームページ</p>	<p>宮城県ホームページについては、CMSの導入により、これまでと比較して専門的な技術や知識がなくても容易にホームページを作成できるようになっている。また、常に統一された操作体系でページが作成ができるため、職場内でも操作になれた職員から操作に関するノウハウを習得することも可能となっている。なお、県では異動者が多くなる年度初めにCMSの操作に関する研修会を実施するほか、アクセシビリティの確保に関する研修会や、情報セキュリティに関する研修会を実施する予定としており、引き続き、職員に関する知識や技術の向上を図る。</p>
<p>第2節 ホームページの管理運営状況</p> <p>1 課所における情報管理体制の強化</p> <p>(1) 独自管理規程等の整備の推進</p> <p>(2) ホームページ掲載</p>	<p>課所における情報管理体制の強化</p> <p>(1) 独自管理規程等の整備の推進</p> <p>(2) ホームページ掲載</p> <p>宮城県のホームページの管理・運営に関わる研修事業は、主に広報課と情報政策課が担当し、公務研修所においても選択制研修課程の中に一部組み入れられたことがあるが、こうした研修事業の実施に当たっては、研修に関係する各機関が連携し、相互に役割を分担しながら、効果的かつ効果的な研修事業として実施すべきである。</p> <p>ホームページを適正に管理・運営するため、広報課が実施するCMSの操作研修やアクセシビリティの確保に関する研修、個人情報保護法を目的として情報政策課が実施する情報セキュリティ研修など、引き続き相互に役割を分担しながらホームページの管理・運営に関わる研修事業を効果的かつ効果的に実施する。</p> <p>県ではCMSの機能に準拠した新たなガイドラインを作成することとしているが、このガイドラインの中で、各所属が遵守すべき基本的な事項について盛り込むこととしている。</p> <p>一方、県庁全体を対象とするガイドラインよりも厳しい基準を設ける必要がある所属があることも想定できるため、その場合には新たなガイドラインを参考にしつつ、独自管理規程を設置するよう、周知を図る。</p> <p>県のホームページ掲載情報は、広く多方面に影響を及ぼすものであることから、その</p> <p>宮城県ホームページに掲載される情報の量が非常に多く、また情報のカテゴリが非</p>

<p>2 信頼性確保に向けた取組の充実</p>	<p>セキユリ対策の充実と職員への周知徹底</p>	<p>掲載情報のチェックは万全を期す必要がある。 宮城県警察のインターネットホームページ管理運用要綱では、運用責任者及び業務主管所属長等に対し、ホームページに登載されたコンテンツの内容について、毎月1回、定期的な見直しを行うことにより、最新の情報提供が行われているか点検するよう義務づけている。 ホームページ掲載情報の管理を徹底するため、チェック担当者を指定するような積極的な取り組みについて、県のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。</p>
<p>ホームページサーバ等インターネットシステム関連機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底す</p>	<p>情報セキュリティ対策においては、宮城県情報セキュリティ対策に基づいて実施されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に対する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通じて適切な管理を促すべきである。</p>	<p>常に多岐に渡ることから、各所属が運用・管理するものと掲載に過ぎない情報や期限を過ぎて掲載されている情報の有無などは、自治体のホームページとしての信頼度を保つために、恒常的にチェックが行われるべきものであることから、管理担当者の設置については、必要性を踏まえ、ガイドラインの作成とともに検討していくほか、ガイドラインにおいて掲載情報の確認に関する基準を定め、正確な情報発信がなされるよう、なお一層の周知を図る。</p>
<p>平成26年度に予定しているインターネットシステムの更新時には、セキュリティ対策の一層の充実強化を図るよう検討する。また、職員の端末についても県の情報セキュリティポリシーに即し、セキュリティ対策の重要性について</p>	<p>引き続き情報セキュリティ研修や情報セキュリティに関する広報紙、内部監査などを通して、ホームページ更新後の定期的な確認を徹底するよう全庁に対して注意喚起を行い、情報セキュリティ事故の未然防止に努める。</p>	<p>引き続き情報セキュリティ研修や情報セキュリティに関する広報紙、内部監査などを通して、ホームページ更新後の定期的な確認を徹底するよう全庁に対して注意喚起を行い、情報セキュリティ事故の未然防止に努める。</p>
<p>3 アクセシビリティ及びユニバーサルデザインの確保</p>	<p>(1) トップページの改善 (2) CMSの効果的な活用への推進</p>	<p>ホームページに情報を掲載する場合、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県ホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発の防止に努めるべきである。</p>
<p>CMSが導入されてからまだ日が浅く、管理・運営が安定するまでには、なお日時を必要とするものと考えられるが、</p>	<p>ホームページに情報が多量に閲覧される目的に合わせた情報が採りにくくなることから、トップページがポータルサイトとしての機能を十分に発揮できるように、掲載項目をできるだけ単純化し、次ページ以降でリンクさせるなどの改善を常に心がけておくことが必要である。また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。</p>	<p>今後とも周知徹底を図る。 情報セキュリティ研修や情報セキュリティに関する広報紙、内部監査などを通して、ホームページ更新時の複数職員による確認や更新後の定期的な確認を徹底するよう全庁に対して注意喚起を行い、情報セキュリティ事故等の未然防止に努める。 11月に実施した宮城県ホームページのリニューアルにおいて、トップページに関して大幅な改訂を行い、リンク数をこれまでの約半数とし、情報の一覧性を高めた。また、カテゴリ体系の見直しや検索体系の冗長化（カテゴリ別・組織別・目的別・フリーワード検索など）を図り、閲覧者が求める情報までたどり着きやすい情報分類を実施した。さらに統一したナビゲーションやパパンくずリンクの採用により、どのページからでもわかりやすく移動できるように配慮している。 今後も定期的な見直しを実施するなど、誰もが使いやすいサイトの実現を図る。</p>

		<p>県のホームページについては、以前のホームページよりも各ページの統一感が増し、基本情報の掲載漏れの解消やアクセスビリティの向上が図られるなど、高く評価すべき改善が行われている。</p> <p>しかし、ホームページ管理システムがいかんにも優れていたとしても、掲載情報の内容やリンク先の情報が古いものであったり、リンク切れがあったりした場合には、県のホームページ全体の信頼性が損なわれることにもなりかねないことから、新システムの優れた機能を最大限活用して、適時適切なホームページの作成に努め、情報発信の層の向上に努めるべきである。</p>	<p>るがドメインにおいて、古い情報のチェックなどと併せ、各所属での確認作業について求めていく。</p>	<p>宮城県のホームページにおいては、日本工業規格（JIS）のWEBアクセスビリティに関する基準（JIS X8341-3：2010）に基づき、CMS管理を行うすべてのページについて視覚障害者等への配慮を盛り込んでいる。</p> <p>CMSの機能により、音声読み上げソフトで正しく読み上げることができるHTMLソースを生成し、かつ特定の操作でメニュー等の繰り返しとなる情報の読み上げを飛ばすことができるほか、画面背景色の変更機能や文字の拡大・縮小ボタンを設置するなど、多くの対応を盛り込んでいる。</p> <p>今後もアクセスビリティの</p>	<p>進すべきである。</p> <p>宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的なリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。</p> <p>ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとつて有効な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。</p> <p>ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるので、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。</p> <p>宮城県においては、CMSの導入を図り、記載漏れの解消が図られた。</p>
	<p>(3) 視覚障害者への情報提供の配慮</p>	<p>宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、掲載されている情報量が多いため、視覚障害者が音声読み上げソフトを利用して閲覧する場合に、目的の情報にたどりつくまでに相当の時間がかかるなど、必ずしも利用しやすいものとはなっていない。</p> <p>ホームページによる障害者への情報提供は、有力な情報伝達手段であり、読み上げソフトに対応したページの作成に配慮するほか、視覚障害者が求める情報に容易にアクセスできるように、視覚障害者向け情報を整理・集約したページの作成を検討するなど、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成を推</p>	<p>宮城県ホームページにおいては、日本工業規格（JIS）のWEBアクセスビリティに関する基準（JIS X8341-3：2010）に基づき、CMS管理を行うすべてのページについて視覚障害者等への配慮を盛り込んでいる。</p> <p>CMSの機能により、音声読み上げソフトで正しく読み上げることができるHTMLソースを生成し、かつ特定の操作でメニュー等の繰り返しとなる情報の読み上げを飛ばすことができるほか、画面背景色の変更機能や文字の拡大・縮小ボタンを設置するなど、多くの対応を盛り込んでいる。</p> <p>今後もアクセスビリティの</p>	<p>第3節 ホームページ掲載情報の管理状況</p>	<p>1 課所 基本情報掲載の統一</p> <p>基本情報掲載の徹底</p> <p>各ホームページの管理・運営基準において、課所のトップページなどに最低限掲載すべき事項が定められているが、各課所のホームページを抽出して閲覧したところ、こ</p>

	<p>課所が散見された。</p> <p>宮城県のホームページについては、CMSの導入により基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他のホームページにおいても、各課所において公表すべき最低限の情報に関して「情報発信ガイドライン」に盛り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載についても徹底を図るべきである。</p>	<p>による情報発信の推進</p> <p>必要がある。また、県のホームページは、県がさまざまな地域や分野で推進している業務を総合的にPRする場であることから、ホームページでの積極的な情報発信に努める必要がある。</p> <p>したがって、ホームページを通じて情報発信に県の全組織を挙げて取り組むべきであり、政策を企画・立案する本庁主務課と、それを実行して県民等から直接的な評価を受ける地方機関が相互に連携し、ホームページに掲載すべき情報についても意見を交換しながら、積極的な情報発信に努めるべきである。</p> <p>や「メルマガ」等により、定期的にその必要性を周知し、情報発信に努めるよう働きかけていくこととする。</p>
<p>2 行政情報の積極的な発信</p>	<p>(1) 情報発信度の向上</p> <p>行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的な取組を展開する必要がある。宮城県のホームページにCMSが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努めるべきである。</p>	<p>平成24年度に県民サービス向上運動の一環として実施した「サービス向上自己点検」において、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位であったが、各所属においては、点検結果を基に今年度の「ホームページ最新の情報提供すること」を掲げる所属が多く見られ、1年間取り組んでいく。また、今年度のCMS導入に伴い、全庁的に掲載内容を見直す機会となり、各所属において情報発信度の向上に取り組んだ。</p> <p>今年度は、「サービス向上自己点検」や「メルマガ」を通じて職員に対する意識啓発に努めたが、次年度以降の県民サービス向上運動においても、同様に情報発信度の向上について職員への周知を図っていくこととする。</p>
<p>(2) 主務課と地方機関の連携</p>	<p>県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は、発信に努め</p>	<p>各所属でのホームページへの積極的な情報の掲載については、県民サービス向上運動の「サービス向上自己点検」</p>
<p>3 コンテンツの更新の徹底</p>	<p>更新しやすさを意識したコンテンツの作成</p> <p>ホームページに掲載されたコンテンツを適時適切に更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ作りが必要であり、定型サイズで少量の資料を作成することなどに意識して取り組む必要がある。</p> <p>また、ホームページ画面をスクロールさせることなく、一つのページで情報を伝えることは、利用者にとって閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信力の向上にもつながるので、このような点にも日常的に取り組む必要がある。</p>	<p>現在、記者発表資料の公表について、おおむねA4用紙1枚分程度の情報をそれぞれHTML化し、公表している例がある。</p> <p>各担当課が作成するホームページについては、事業ごとにその情報量が異なり、無理にページごとの情報量を減らすと、一方でページ数が増える可能性もあるため、一概に定型サイズ化を図ることは困難であるが、可能な限り少ないスクロールで閲覧できるページを作成するよう、研修会等の機会を通じて周知を図る。</p>
<p>4 情報の提供の充実に向けた</p>	<p>掲載情報の充実と迅速な提供</p> <p>本県の各ホームページにアクセスする利用者は、各自の必要や関心に応じ、特定の情報を必要としてアクセスする</p>	<p>CMSは、アクセスビリティの確保や統一化されたコンテンツでの表現が優先されるため、デザイン性の</p>

<p>取組</p>	<p>場合がほとんどであると考えられることから、県が保有している情報を広く県民が活用できるように、情報保護の観点で公表に支障のあるものを以外に公開するという基本的な考え方でコンテンツの充実に努めるべきである。</p> <p>県のホームページは、正確で分かりやすいものでなければならぬが、例えば美術館のように幅広い層に対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必要になる場合もあると考えられる。それぞれ課所において、課所の特性に応じて、より魅力的なコンテンツづくりにも配慮すべきである。</p>	<p>高いホームページを作成することは難しいという特徴がある。</p> <p>そのため、CMSが導入された現在においても、デザイン性が重要な観光課や食産業振興課の一部ページなどは、CMSによる管理によらず、従来のシステムを活用してホームページを公開している。</p> <p>今後ともデザイン性を重視するものと、情報の見やすさを重要視するものを精査し、双方の良さを生かせるよう努めていく。</p> <p>また、情報の公開範囲や更新の頻度については、現行の「宮城県ホームページの作成等に関する基準」においても迅速な更新を求めているところであるが、新ガイドラインの作成に係る検討の中でこの基準を見直し、情報の更新を一層進めるようにするほか、実施予定の研修会等、あらゆる機会を捉え職員への周知を図っていく。</p>	<p>大規模地震などの災害発生時に、迅速で正確な情報の把握が第一に必要なことから、災害現場から報告された情報を迅速に整理し、ホームページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速に行えるよう体制</p>	<p>大規模災害などの発生時には、災害対策本部を中心として被害状況の把握に努め、把握した被災状況及び災害関係情報については、災害対策本部会議で報告された後、速やかにホームページに掲載している。</p>	
<p>2 情報提供手段の確保</p>	<p>整備に努めるべきである。</p>	<p>また、CMSの導入により、緊急時には緊急情報のみを表示する「大規模災害用トップページ」に差し替えることで情報の一覧性を高めることができるようになった。各担当課において県民に周知すべき情報を掲載すれば、速やかに伝えられるシステム整備を行ったところである。</p> <p>災害発生時などの混乱状況においては真偽不明の情報も多いことから、発信には細心の注意を払い、情報を一元管理する災害対策本部と、生活関連情報など県民が必要とする情報を発信すべき担当課が連携を密にし、正確かつ迅速な情報提供が可能となるような体制を整備する。</p> <p>現在調達を進めている県の各機関や市町村を結ぶ広域情報のネットワーク『みやぎハイパーウェア』の今回総綱については、東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模な災害等での停電に備え、各中継局に非常用発電機等の予備電源を確保し、通信を維持できる体制を調達仕様書に盛り込むなどの対応を行っている。</p>	<p>併せて、大規模災害発生時にも対応可能な情報通信機器の整備や非常電源等設備の整備を進めることも必要である。</p>	<p>災害時における情報提供手段を充実させるため、県のホームページ、ブログ、携帯サイトなど多様な情報提供手段を通じて、広く情報を発信する体制を整えるべきである。ホームページによる情報提供は、災害発生直後の情報提</p>	<p>東日本大震災以降、県ではホームページの管理システムとしてCMSを導入し、各所属が情報を発信しやすい体制を整えたほか、携帯サイトについても簡易な操作で作成できるよう改善しており、今後</p>
<p>第4節 大規模災害発生時の情報提供</p>	<p>1 情報提供体制の整備</p>	<p>災害時情報提供体制の充実</p>	<p>大規模地震などの災害発生時に、迅速で正確な情報の把握が第一に必要なことから、災害現場から報告された情報を迅速に整理し、ホームページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速に行えるよう体制</p>		

<p>供手段としては非常に有効であるが、閲覧できない被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補充提供体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>なお、CMSの導入に併せ、広報課においてソーシャルネットワーク(SNS)の一種であるフェイスブックを導入し、情報の発信手段の増加を図っているほか、危機対策課において宮城県防災危機管理プログラムでの情報提供などを実施している。</p> <p>今後も、メディアへの情報提供なども含め、適切な手段で情報発信するよう努めている。</p>	<p>震災時の対応状況や教訓について、東日本大震災一宮城県の6か月間の災害対応とその検証一などの記録に留めていることから、その記録を基に十分な引き継ぎを行っていく。</p> <p>また、大規模災害発生時における情報発信については、既に災害対策本部事務局内規に定められているところであるが、来年度、行政・ライブライン機関及びマスコミ等をメンバーとした大規模災害時における情報発信に関する研究会を開催する予定にしております、今後の研究会の中で、ホームページのみならず、ラジオ・テレビ及び新聞等を活用した情報発信の在り方について、検討する。</p>
<p>3 災害時情報発信ガイドラインの作成</p>	<p>東日本大震災の教訓の活用</p>	<p>本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を生じており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本大震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイドライン」と併せて災害時情報発信に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。</p>

(2) 宮城県議会のホームページ

監査委員の意見	措置状況
---------	------

第1節 ホームページの管理体制	1 管理に関する準則等の整備	最低限掲載すべき情報の明確化	宮城県議会広報委員会にて、毎年度の「宮城県議会広報実施計画」を協議し決定するほか、詳細については「宮城県議会ホームページ運営要領」及び「作業フロー」に定めている。
	<p>(1) 情報通信技術(以下「IT」という。)が進展し、県民の多くがインターネット環境を活用している中で、本県においては、インターネットの持つ広域性、即時性、双方向性を最大限に活用し、行政情報を積極的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を高めることができるよう、県ホームページを作成していくことを対外的に宣言している。</p> <p>したがって、公表する(された)報道発表資料や議会説明資料などを始め、公開できる情報については積極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の共通認識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県として、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイドライン(以下「情報発信ガイドライン」という。)を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。</p>	<p>宮城県のホームページにおいては、ホームページによる情報提供の一層の充実を図るとともに情報提供の迅速化とアクセシビリティの向上を図ることなどを目的として、新たな管理システムであるCMSが導入されたところである。CMSの導入によって、ホームページへの情報掲載や掲載情報の更新が誰でも容易にできるようになり、掲載情報の量や質の向上が期待される。</p>	<p>CMS導入に当たり、「宮城県議会ホームページ運営要領」を見直し、所要の改正を行った。</p>
	<p>(2) CMS導入後の管理・運営基準等の見直し</p>		

<p>る一方、ホームページに携わる職員が増えることにより、各課所におけるホームページの管理・運営方法も現行の管理・運営基準では対応できなくなる恐れがある。</p> <p>したがって、CMS移行後のホームページ管理・運営の問題点等を整理・検討した上で、ホームページの管理・運営を適切に行うための新たな管理・運営基準等の策定や、現行の管理・運営基準等の見直し等を行うべきである。</p>	<p>議会事務局各課の事務分担表により定めている。</p>	<p>(3) ホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報は今後ますます増大することが予想されるとともに、その質の維持向上もこれまで以上に重要になってくるものと予想される。</p> <p>したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホームページ管理担当者者を指名する必要がある。</p> <p>また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割を明確化することにより、ホームページ管理担当者とその担当する事務を円滑に行えるようにすべきである。</p>	<p>総務部広報課及び震災復興・企画部情報政策課等が主催する研修事業を活用し、担</p>	<p>2 管理・運営体制の充</p> <p>(1) インターネット環</p> <p>ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多くの</p>
<p>実に向けた検討の推進</p> <p>境の変化に対応した管理・運営の推進</p> <p>うしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を實現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこれからの大きな課題になるものと考えられる。</p> <p>したがって、本県の各ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるように、ITに習熟した職員の見なども取り入れながら、行っていくべきである。</p>	<p>当者だけでなく、職員全体のスキルアップに努めていく。</p>	<p>(2) ホームページをウェブサイトの構築を強化</p> <p>ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報保護は、法令を遵守して適切に行う必要がある。</p> <p>県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのウェブサイトの恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのウェブサイトのあり方についても、先に述べた「情報発信がイデオロギー」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報保護の問題についても各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきである。</p> <p>議会ホームページの総括管理を行う政務調査課ホームページ担当班及び「ワーキンググループ」(各課メンバーで組織された内部検討組織)を中心として定期的に監視を行っている。</p>		

<p>3 管理担当者研修の実施</p>	<p>(1) ホームページ管理担当者研修の推進</p> <p>ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、管理しているホームページの質に差が生じることになるため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図ることは非常に重要な課題であるが、インターネット環境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とでは、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なることも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人差があるものと考えられることから、職員研修の実施に当たっては、習熟度別に実施するなどの工夫が必要である。学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担当者に業務が集中し過ぎることも考えられることから、ホームページ管理担当者以外の職員にも研修を受講させ、ホームページの作成に技術的なアドバイスができる者を広く育成することも必要と考えられる。</p> <p>したがって、以上のような視点を踏まえ、ホームページ管理担当者研修事業を所管している課所においては、研修の充実を図るべきである。</p>	<p>宮城県ホームページのシステムの一部として運営しているため、議会事務局として研修事業は実施していないが、総務部広報課及び震災復興・企画部情報政策課等が主催する研修事業を活用し、職員の育成を図っている。</p>
<p>研修事業の推進</p> <p>が、こうした研修事業の実施に当たっては、研修に係る各機関が連携し、相互に役割を分担しながら、効率的かつ効果的な研修事業として実施すべきである。</p>	<p>各課所のホームページの管理・運営は、管理・運営基準等を守って行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。</p>	<p>議会議事録の総括管理を行う政務調査課ホームページ担当班及び「作業フロー」により、ワーキンググループ」(各課メンバーで組織された内部検討組織)が週1回チェックする定めとなっている。</p>
<p>宮城県ホームページのシステムの一部として運営しているため、議会事務局として研修事業は実施していないが、総務部広報課及び震災復興・企画部情報政策課等が主催する研修事業を活用し、職員の育成を図っている。</p>	<p>宮城県のホームページの管理・運営に関わる研修事業は、主に広報課と情報政策課が担当し、公務研修所においても選択制研修課程の中により取り入れられたことがある。</p>	<p>上記(1)のとおり</p>

<p>他のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。</p>	<p>情報セキュリティ管理者が本部長等の指示に基づき、対策を講じているほか、必要に応じ対策を講じている。</p>	<p>ホームページの改訂が完了したため、県ホームページの作成ルールに従ったページを作成しているが、ルールの中でも議会独自で閲覧者が興味ある事項と、見やすいデザインのためホームページを広報課に提案し、今回のCMS導入に伴い採用された。今後も、閲覧者の立場に立ったデザインや表示内容に努めることを念頭に置き、県ホームページシステムの一定のルールはあるものの、議会として様々な提案をしていきたい。</p>
<p>2 信頼性確保に向けた取組の充実</p> <p>(1) セキュリティ対策の充実と強化と職員への周知徹底</p> <p>情報セキュリティ対策においては、宮城県情報セキュリティ対策に基づいて実施されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に対する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通して適切な管理を促すべきである。</p> <p>・ ホームページサーバ等インターネットシステム関連機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で嚴重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。</p>	<p>上記1)のとおり</p>	<p>CMの効果的な活用を推進</p> <p>宮城県のホームページにCMSが導入されてからまだ日が浅く、管理・運営が安定するまでには、なお日時を必要とするものと考えられるが、県のホームページについては、以前のホームページよりも各ページの統一感が増し、基本情報の掲載漏れの解消やアクセスビリティの向上が図られるなど、高く評価すべき改善が行われている。</p> <p>しかし、ホームページ管理システムがいかに優れていたとしても、掲載情報の内容やリンク先の情報が古いものであったり、リンク切れがあったりした場合には、県のホームページ全体の信頼性が損なわれることにもなりかねないことから、新システムの優れた機能を最大限活用して、適時適切なホームページの作成に努め、情報発信の一</p>
<p>3 アク</p> <p>(1) トップ</p> <p>(2) 著作権保護及び個人情報保護の徹底</p> <p>ホームページに掲載する場合は、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県がホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発防止に努めるべきである。</p>	<p>宮城県ホームページのシス</p>	<p>ホームページの改訂が完了したため、県ホームページの作成ルールに従ったページを作成しているが、ルールの中でも議会独自で閲覧者が興味ある事項と、見やすいデザインのためホームページを広報課に提案し、今回のCMS導入に伴い採用された。今後も、閲覧者の立場に立ったデザインや表示内容に努めることを念頭に置き、県ホームページシステムの一定のルールはあるものの、議会として様々な提案をしていきたい。</p>

		<p>宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的なりニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要はある。</p> <p>ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとつて有効な手段になるものと考</p>	<p>議会議事録は、宮城県ホームページのシステムの一部として運営されており、対応については県ホームページと連携し対応することになるため、当該項目については対応は、議会単独では難しいが、CMS導入により、アクセスリテリが遵守されたこと、デザインやナビゲーションが統一され閲覧しやすくなったことにより、現時点で配慮は行われていると考えている。</p>	<p>層の向上に努めるべきである。</p>
	<p>第3節 ホームページ掲載情報の管理状況</p>	<p>1 課所 基本情報掲載の統一</p> <p>2 行政 情報の積極的な発信</p>	<p>基本情報掲載の徹底</p>	<p>情報の量や質、費用対効果、情報提供のあり方など様々な側面から検討していきたい。</p> <p>「宮城県ホームページの作成等に関する基準」に準じて対応している。</p>
	<p>(1) 情報発信度の向上</p>	<p>行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的</p>	<p>各ホームページの管理・運営基準において、課所のトップページなどに最低限掲載すべき事項が定められているが、各課所のホームページを抽出して閲覧したところ、こうした規定を遵守していない課所が散見された。</p> <p>宮城県のホームページについては、CMSの導入により基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他のホームページにおいても、各課所において公表すべき最低限の情報に關して「情報発信ガイドライン」に盛り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載についても徹底を図るべきである。</p>	<p>えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。</p> <p>ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるので、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。</p>
	<p>現状に満足することなく、常に情報発信度の向上に努めるよう努力する。</p>			

3 コン テン ツの 更 新 の 徹 底	更新しや ずさを意 識したコ ンテン ツの作 成	な取組を展開する必要があ り、宮城県のホームページに CMSが導入されたこの機会 に、情報発信度の向上に努め るべきである。	CMS導入により、職員な ら誰でも操作できるように なったため、誰でも対応でき るよう、マニュアルを編集操 作方法の共有化をしている。 また、ページごとに担当を定 め、特定の人物だけが対応し ないように努めている。
4 情報 提供の 充実と 向けた 取組	掲載情報 の充実と 迅速な提 供	本県の各ホームページにア クセスする利用者は、各自の情 報を必要としてアクセスする 場合がほとんどであると考え られることから、県が保有し ている情報を広く県民が活用 できるよう、情報保護の観点 で公表に支障のあるもの以外 は公開するという基本的な考 え方でコンテンツの充実に努 めるべきである。 県のホームページは、正確 で分かりやすいものでなけれ ばならないが、例えば美術館 のように幅広い層に対して来 館を促すためのコンテンツで	現状に満足することなく、 常に情報発信度の向上に努め るよう努力する。

第4節 大規模 災害発 生時の 情報提 供	1 情報 提供体 制の整 備	災害時情 報提供体 制の充実	<p>は、そうした要素に加え、 ページの美しさや芸術的なコ ンテンツが必要になる場合も あると考えられる。それぞれの 課所において、課所の特性 に応じて、より魅力的なコン テンツづくりにも配慮すべき である。</p> <p>宮城県のホームページにC MSが導入されたことによ り、リンク切れなどの技術的 な問題はほとんど解消され るものと考えられる。しかし、 最新の情報を迅速に提供する ためには、各職員の日頃の努 力が必要であることから、先 に述べた「情報発信ガイドラ イン」を作成し、全庁挙げて 取り組むべきである。</p>	<p>議会ホームページは、宮城 県ホームページのシステムの 一部として運営されており、 災害時の対応については、県 ホームページと連携し対応す ることになるため、当該項目 については、当該項目におい ては、東日本大震災時におい ては、特集ページなどを迅速に 立ち上げ、議会情報を提供し ていきたい。</p>
2 情報 提供手 段の確 保	多様な情 報提供手 段の確保	災害時における情報提供手 段を充実させるため、県の ホームページ、ブログ、携帯 サイトなど多様な情報提供手 段を通じて、広く情報を発信 する体制を整えるべきである。 ホームページによる情報提	<p>大規模地震などの災害発生 時においては、迅速で正確な 情報の把握が第一に必要な ことから、災害現場から報 告された情報を迅速に整理し た上で、ホームページで正確 に発信していくため、一連の 作業が迅速に行えるよう体制 整備に努めるべきである。</p> <p>併せて、大規模災害発生時 にも対応可能な情報通信機器 の整備や非常電源等設備の整 備を進めることも必要である。</p>	<p>県のホームページと連携し ながら、広く情報発信する体 制整備に努めるとともに、適 切な情報の補完的提供手段に ついては検討していきたい。</p>

	<p>供は、災害発生直後の情報提供手段としては非常に有効であるが、閲覧できない被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補充提供体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>震災時に発生した問題・課題については県ホームページと連携しながら、その内容についての引継ぎに努めるとともに、災害発生時のガイドライン作成について、今後、検討していきたい。</p>
<p>3 災害時情報発信ガイドラインの作成</p>	<p>東日本大震災の教訓の活用</p> <p>本県に甚大な被害をもたらした東日本震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイドライン」と併せて災害時情報発信に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。</p>	

(3) 宮城県立学校のホームページ

	<p>監査委員の意見</p>	<p>措置状況</p>
<p>第1節 ホームページの管理運営体制</p>	<p>1 管理運営に関する準則等の整備</p> <p>(1) 最低限掲載すべき情報の明確化</p> <p>情報通信技術(以下「IT」という。)が進展し、県民の多くがインターネット環境を活用している中で、本県においては、インターネットの持つ広域性、即時性、双方向性</p>	<p>みやぎSWAN II(宮城県教育情報システム)運用細目、IVWEBページ利用に關して(利用規則・遵守事項)に「公開用WEBページは、公文書に準じた扱いと</p>

<p>を最大限に活用し、行政情報を積極的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を高めることができるよう、県ホームページを作成していくことを対外的に宣言している。</p> <p>したがって、公表する(された)報道発表資料や議会議明資料などを始め、公開できる情報については積極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の共通認識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県として、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイドライン(以下「情報発信ガイドライン」という。)を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。</p>	<p>し、インターネットスペースには、学校名、代表者名、連絡先(代表メールアドレス)を必ず明記すること。」と規定している。しかし、これ以外に学校が最低限発信すべき項目については規定していないため、今後、検討していきたい。</p>
<p>(3) ホームページ管理運営の明確化</p> <p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報量は今後ますます増大することが予想されるところに、その質の維持向上もこれまでに重要になってくるものと予想される。</p> <p>したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホームページ管理担当者を指名する必要がある。</p> <p>また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割を明確化することにより、ホームページ管理担当者がその担当</p>	<p>宮城県教育情報システム運用規約には、第3(運用責任者)において、所属長が責任者であることを明記し、運用担当者置くものと規定している。ホームページ管理者については明記していないが、運用担当者を中心として、操作に熟知した職員が担当している状況である。事務分掌に明記し役割を明確化することについては、今後、検討していきたい。</p>

<p>2 管理・運営体制の充実に向けた検討の推進</p>	<p>(1) インターネット環境の変化に対応した管理・運営の推進</p> <p>ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多くの変革をもたらしているが、こうしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を實現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこれからの大きな課題になるものと考えられる。</p> <p>したがって、本県の各ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるように、ITに習熟した職員の意見なども取り入れながら、行っていくべきである。</p>	<p>する事務を円滑に行えるようにすべきである。</p>	<p>ITに習熟した職員の持っている力量、スキルを広く還元してもらうための周知を図る。なお、現在、県立高校約50校に情報化支援員を配置し、ホームページの管理・運営にあたっているが、国の雇用創出基金事業（緊急雇用創出事業）を活用しているため、当該事業期間終了後も継続して配置できるように県単独の予算措置を検討するなど、関係機関との調整を図っていききたい。</p>
<p>(2) ホームページをチャット環境にする体制の充実強化</p> <p>ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報保護の法令を遵守して適切に行う必要がある。</p> <p>県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチャットは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチャットのあり方についても、先に述べた「情報発信が</p>	<p>宮城県教育情報システム利用細則及び県立学校における情報通信ネットワーク活用に係る個人情報保護規程により取扱について規定しているが、チャット体制については、全ての学校で整っているとは言えないため、今後、体制整備の周知を図っていききたい。</p>		
<p>3 管理・運営担当者研修の実</p>	<p>(1) ホームページ管理担当者研修の推進</p> <p>ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、管理しているホームページの質に差が生じることになるため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図ることは非常に重要な課題であるが、インターネット環境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とは、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なることも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人差があるものと考えられることから、職員研修の実施に当たっては、習熟度別に実施するなどの工夫が必要である。</p> <p>学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担当者にも研修を受講させ、ホームページの作成に技術的なアドバイスができる者を広く育成することも必要と考えられる。</p> <p>したがって、以上のような視点を踏まえ、ホームページ管理担当者研修事業を所管している課所においては、研修の充実を図るべきである。</p>	<p>「ドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報保護の問題についても各課所で定期的にチャットする体制を整えるべきである。</p>	<p>教育研修センターにおいて、ホームページ作成基礎研修会、情報セキュリティ研修会などを計画し、研修体制を構築しているが、参加率が低く（90校中24校）十分とは言えない。今後は学校CIO（情報化の統括責任者）の設置を検討するなど、教育の情報化に向けての体制を整備する事により、研修体制を構築していききたい。</p>
<p>第2節 1 課所 (1) 独自</p>	<p>各課所のホームページの管</p>	<p>宮城県教育情報システム運</p>	

<p>ホームページの管理運営状況</p> <p>2 信頼性の確保に向け</p>	<p>管理規程等の整備の推進</p> <p>(1) セキュリティ対策</p> <p>(2) ホームページ掲載情報の担当者指定</p>	<p>理・運営は、管理・運営基準等を遵守して行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。</p> <p>用規約において、運用責任者及び運用担当者を規定し、宮城県教育情報システム利用細則において、所属機関の利用者の実態に応じた情報に関する詳細な基準を策定するとしており、各校毎に基準を定めている。</p> <p>宮城県教育情報システム運用規約には、第3（運用責任者）において、所属長が責任者であることを明記し、運用担当者置くものと規定している。ホームページ掲載情報についてチェックする担当者について明記していないため、今後は各校の管理規程にチェック体制を明記するなど、改善に向けた検討をしていきたい。</p>
<p>た取組の充実</p> <p>3 アクセシビリティ及びユニバーシティの確保</p>	<p>(1) トップページの改善推進</p> <p>(2) 著作権保護及び個人情報保護の徹底</p>	<p>の充実強化と職員への周知徹底</p> <p>されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に付する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通して適切な管理を促すべきである。</p> <p>ホームページサーバ等インターネットシステム関連機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。</p> <p>セキユリテイについての注意喚起を行い、事故の未然防止の周知を図っていく。</p>
		<p>みやぎSWAN II運用細目において、トップページ（アイコンページ）に掲載すべき情報を規定するところにも、その公共性から構成・内容についても注意するよう規定している。</p> <p>ただし、掲出・公開については各学校に任されていること</p>

<p>ことが必要である。また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。</p>	<p>とから、一層の工夫を促していきたい。</p>
<p>(3) 視覚障害者への情報提供の配慮 宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、掲載されている情報量が多いため、視覚障害者が音声読み上げソフトを利用して閲覧する場合には、目的の情報にたどりつくまでに相当の時間がかかるなど、必ずしも利用しやすいものとはならない。ホームページによる障害者への情報提供は、有力な情報伝達手段であり、読み上げソフトに対応したページの作成に配慮するほか、視覚障害者が求める情報に容易にアクセスできるように、視覚障害者向け情報を整理・集約したページの作成を検討するなど、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成を推進すべきである。</p>	<p>これまで、視覚障害者への配慮については検討してこなかったため、今後は配慮していきたい。</p>
<p>(4) ホームページ多言語化の充実 宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的にリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の</p>	<p>これまで、多言語化については特に対応を意識してこなかった。指摘にもあるとおり解決すべき課題が多く、早急に対応するのは困難ではあるが、今後検討していきたい。</p>

<p>3節 ホームページ掲載情報の管理状況</p>	<p>1 課所基本情報掲載の統一</p> <p>2 行政情報の積極的な発信</p>	<p>(1) 情報発信度の向上</p>	<p>充実は、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとつて有効な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。</p> <p>ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるので、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。</p>	<p>みやぎSWAN II運用細目において、トップページ（イソページ）に掲載すべき情報を規定するにとともに、その公共性から構成・内容についても注意するよう規定している。</p> <p>ただし、掲出・公開については各学校に任されていることから、一層の工夫を促していきたい。</p>
---------------------------	---	---------------------	---	---

	<p>自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的な取組を展開する必要があり、宮城県のホームページにCMSが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努めるべきである。</p>	<p>報を発信していくよう、周知していく。</p>	
<p>(2) 主務課と地方機関の連携による情報発信の推進</p>	<p>県が保有している情報を広く県民が活用できるように、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は、発信に努める必要がある。また、県のホームページは、県がさまざまな地域や分野で推進している業務を総合的にPRする場であることから、ホームページでの積極的な情報発信に努める必要がある。</p> <p>したがって、ホームページを通じた情報発信に県の全組織を挙げて取り組むべきであり、政策を企画・立案する本庁主務課と、それを実行して県民等から直接的な評価を受ける地方機関が相互に連携し、ホームページに掲載すべき情報についても意見を交換しながら、積極的な情報発信に努めるべきである。</p>	<p>みやぎの教育情報化推進計画においても、なお一層ホームページの活用を進めていくこととしており、日常的な情報発信だけではなく特色ある教育活動についてもさらに発信していくよう計画の周知を行う。</p>	
<p>3 コンテンツの更新の徹底</p>	<p>更新しやすさを意識したコンテンツの作成</p>	<p>ホームページに掲載されたコンテンツを適時適切に更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ作りが必要であり、定型サイズで最少量の資料を作成することなどに意識して取り組む必要がある。</p>	<p>コンテンツの更新作業を適切に行う必要があるため、CMSの導入を検討する必要がある。なお、予算措置など関係機関との調整が必要となるため、具体的な検討までには至っていないが、今後は環境を整え推進していきたい。</p>
<p>4 情報の提供の充実に向けた取組</p>	<p>掲載情報の充実と迅速な提供</p>	<p>また、ホームページ画面をスクロールさせることなく、一つのページで情報を伝えることは、利用者にとって閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信力の向上にもつながるので、このような点にも日常的に取り組む必要がある。</p>	<p>本県各ホームページにアクセスする利用者は、各自の情報や関心に応じ、特定の情報を必要としてアクセスする場合はほとんどであると考えられることから、県が保有している情報を広く県民が活用できるように、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は公開するという基本的な考え方でコンテンツの充実を努めるべきである。</p> <p>県のホームページは、正確で分かりやすいものでなければならぬが、例えば美術館のように幅広い層に対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必要になる場合もあると考えられる。それぞれの課所において、課所の特性に応じて、より魅力的なコンテンツづくりに配慮すべきである。</p> <p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことにより、リンク切れなどの技術的な問題はほとんど解消されるものと考えられる。しかし、最新の情報を迅速に提供する</p>
			<p>ホームページにアクセスする利用者に配慮し、適切な情報の提供に努めるよう周知していきたい。</p>

<p>第4節 大規模 災害発 生時の 情報提 供</p>	<p>1 情報 提供体 制の整 備</p>	<p>災害時情 報提供体 制の充実</p>	<p>ためには、各職員の日頃の努 力が必要であることから、先 に述べた「情報発信カイトラ イオン」を作成し、全庁挙げて 取り組むべきである。</p>	<p>災害発生時には迅速で正確 な情報発信が必要となることか ら、その体制整備が重要であ るが、非常電源等設備の整備 等については関係機関との調 整が必要となるため、具体的 な検討までは至っていない。 今後、整備の推進について検 討していきたい。</p>
<p>2 情報 提供手 段の確 保</p>	<p>多様な情 報提供手 段の確保</p>	<p>災害時における情報提供手 段を充実させるため、県の ホームページ、ブログ、携帯 サイトなど多様な情報提供手 段を通じて、広く情報を発信 する体制を整えるべきである。 ホームページによる情報提 供は、災害発生直後の情報提 供手段としては非常に有効で あるが、閲覧できない被災者 を始め、情報の収集やコミュ ニケーションが困難な災害時 要援護者や在留外国人の存在 なども考慮し、情報の補充提 供体制の整備を図る必要があ る。</p>	<p>学校のホームページだけで なく、県のホームページなど も利用するなど複数の情報提 供手段を確保するとともに、 利用者（生徒・保護者）に周 知を図っていききたい。</p>	<p>複数の情報発信手段を確保 するとともに、長期停電に対 応できる設備の整備が必要で あるが、関係機関との調整が</p>
<p>3 災害 時情報 発信カ イトラ イオン</p>	<p>東日本大 震災の活 用</p>	<p>本県に甚大な被害をもたら した東日本震災では、県内 全域の停電や放送通信施設の 損壊、電話やインターネット</p>	<p>復数の情報発信手段を確保 するとともに、長期停電に対 応できる設備の整備が必要で あるが、関係機関との調整が</p>	<p>必要となるため、具体的な検 討までは至っていない。ま た、災害時情報発信に關する カイトライオンの作成につい ても、検討までは至っていな い。今後、情報発信のあり方 について検討していきたい。</p>

(4) 宮城県警察のホームページ

<p>インの 作成</p>	<p>の回線処理能力を超える利用 の集中による通信困難など、 ホームページの管理・運営面 でも、多くの問題や課題が発 生しており、そうした教訓を 後世に伝えていく必要がある。 また、前述の「情報提供体 制」及び「情報提供手段」に ついては、東日本震災のよ うな災害が発生した場合でも 機能させるよう、先に述べた 「情報発信カイトライオン」と 併せて災害時情報発信に關す るカイトライオン等の作成を検 討すべきである。</p>	<p>必要となるため、具体的な検 討までは至っていない。ま た、災害時情報発信に關する カイトライオンの作成につい ても、検討までは至っていな い。今後、情報発信のあり方 について検討していきたい。</p>
-------------------	--	---

<p>第1節 ホーム ページ の管理 運営体 制</p>	<p>1 管理に 關する 準則等 の整備</p> <p>(1) 最低 限掲載 すべき 情報の 明確化</p> <p>情報通信技術（以下「IT」 という。）が進展し、県民の 多くがインターネット環境を 活用している中で、本県にお いては、インターネットの持 つ広域性、即時性、双方向性 を最大限に活用し、行政情報 を積極的に発信することで行 政サービスの効率性と透明性 を高めることができるよう、 県ホームページを作成してい くことを対外的に宣言してい る。</p> <p>したがって、公表する（さ れた）報道発表資料や議会議 明資料などを始め、公開でき る情報については積極的に公 開するとの基本的な考え方を 全職員の共通認識とし、保有 情報を速やかに提供してい</p>	<p>措置状 況</p> <p>警察がホームページへ登録 すべき情報については、宮城 県警察本部各課及び各警察署 における犯罪・防犯情報等を ホームページ上に登録し、各 警察署の地域性も含めた情報 も登録しているほか、犯罪・ 防犯に係るものや職員の採用 関係、各種統計を登録するな ど、広報すべき情報について は、ほぼ網羅されていると思 料されているところでありま すが、各所属においてある程 度の統一性も必要であると思 料されることから、情報発信 に關するカイトライオンの作成 について検討を行うとともに 今後とも提供を行うべき情報 については、地域特有の犯罪 情勢などを踏まえながら、主</p>
--	---	---

			<p>ため、県として、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイドライン(以下「情報発信ガイドライン」という。)を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。</p>	<p>管課の情報を積極的に活用するなど、今後も継続して情報発信の充実に努めていくこととしたいと考えているところであります。</p>	
<p>(3) ホームページ管理担当者 の明確化</p>	<p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報量は今後ますます増大することが予想されるとともに、その質の維持向上もこれまで以上に重要になってくるものと予想される。</p> <p>したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホームページ管理担当者指名する必要がある。また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割を明確化することにより、ホームページ管理担当者がその担当する事務を円滑に行えるようにすべきである。</p>	<p>宮城県警察における事務分掌には、ホームページ管理担当者について明確化されていないが、宮城県警察組織規則に定めがあり、その中でホームページの担当課における分掌事務が定められております。その中に「広報及び警察署協議会に関すること」との定めがあり、文中の「広報」の部分にホームページの管理・運営も含まれているものであります。</p> <p>また、各所属には、ホームページ担当を指定し、総務部広報相談課と連携しながら事務を円滑に行えるようにしているところであります。</p>	<p>現在のホームページ作成については、各所属におけるホームページ作成能力を有する職員により作成されているが、若年層の職員については、学校教育等や独学などにより、比較的高いホームページ作成能力を有している職員もいることから、この様な職員からの意見を取り入れるな</p>	<p>ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるように、ITに習熟した職員の意見なども取り入れながら、行っていくべきである。</p>	<p>考としたり、同職員を作成担当者で指定するなどして体制等の充実を図っていきたいと考えているところであります。</p>
<p>2 管理運営体制の充実に向けた検討の推進</p>	<p>(1) インターネット環境の変化に対応した管理・運営の推進</p> <p>ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多くの変革をもたらしているが、こうしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を實現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこれからの大きな課題になるものと考えられる。</p> <p>したがって、本県の各ホー</p>	<p>ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報保護の保護は、法令を遵守して適切に行う必要がある。</p> <p>県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチェックは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチェックのあり方についても、先に述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報保護の問題についても各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきである。</p>	<p>現在、各所属においてホームページを登録する際は、各所属担当者が所属長の決裁後、広報相談課へ依頼することとなっております。その後、担当係においてチェックし、広報相談課長の決裁後に初めて登録可能というシステムになっており、担当所属と情報登録担当所属における二重のチェックを実施しているところであります。</p>	<p>警察本部においては、ホームページ作成能力別に分け、毎年1回基礎編と応用編の担当者研修会を実施しているほか、広報相談課から各所属ホームページ担当者向けに執務資料として「ホームページ</p>	
<p>3 管理運営担当者研修の充実</p>	<p>(1) ホームページ管理担当者研修の推進</p>	<p>ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報保護の保護は、法令を遵守して適切に行う必要がある。</p> <p>県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチェックは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチェックのあり方についても、先に述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報保護の問題についても各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきである。</p>	<p>ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるように、ITに習熟した職員の意見なども取り入れながら、行っていくべきである。</p>	<p>考としたり、同職員を作成担当者で指定するなどして体制等の充実を図っていききたいと考えているところであります。</p>	

<p>第2節 ホームページの管理運営状況</p>	<p>1 課所における情報管理体制の強化</p>	<p>(1) 独自管理規程等の整備の推進</p> <p>各課所のホームページの管理・運営は、管理・運営基準等を遵守して行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。</p> <p>業務上において登録依頼されたホームページデータの作成方法等について指示・指導を反復・継続して実施しているところであります。</p> <p>また、広報相談課担当者自身が警察署の巡回指導時に、遠隔地警察署のホームページ担当者に対して直接個別指導を行っているところであります。</p>
<p>2 信頼性確保に向けた取組の充実</p>	<p>(1) セキュリティ対策の充実と職員への周知徹底</p>	<p>(2) ホームページ掲載情報をチェックする担当者の指定</p> <p>県のホームページ掲載情報は、広く多方面に影響を及ぼすものであることから、その掲載情報のチェックは万全を期す必要がある。</p> <p>宮城県警察のインターネットホームページ管理運用要綱では、運用責任者及び業務主管所属等に対し、ホームページの内容について、毎月1回、定期的な見直しを行うことにより、最新の情報提供が行われているか点検するよう義務づけている。</p> <p>ホームページ掲載情報の管理を徹底するため、チェック担当者を指定するよう積極的な取り組みについて、県のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。</p> <p>警察本部においては、ホームページの更新を行う端末は、広報相談課に設置してある端末でのみホームページ更新が可能となる体制となっており、その担当係にはパスワードが付与され、担当者以外はアクセスできない状態となっているところであります。また、宮城県警察インターネットホームページ管理運用要綱に規定されている安全対策を実施するとともに、外部からの不正アクセスやホームページ内容への改ざん等についても、情報管理課と連携し対策</p>

<p>テムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。</p>	<p>（2）著作権保護及び個人情報保護の徹底</p> <p>ホームページに掲載する場合、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県がホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発の防止に努めるべきである。</p>	<p>（1）トップページの改善</p> <p>ホームページに掲載が多いため、閲覧者の目的に合わせた情報が探しにくくなることから、ホームページがポータルサイトとしての機能を十分に発揮できるよう、掲載項目をできるだけ単純化し、次ページ以降でリンクさせるなどの改善を常に心がけておくことが必要である。</p> <p>また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。</p>	<p>（3）視覚障害者</p> <p>宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、</p>
<p>へへの情報提供の配慮</p>	<p>警察本部においては、これまで、ホームページ掲載情報について著作権等に関する苦情が寄せられることはなかったものであるが、これに油断することなく、コンテンツ作成段階における各所属でのチェックとホームページデータを登録する広報相談課でのチェックを行うことと、他県等で過去に発生した事案について、ホームページなど等の執務資料を発生した事案について、ホームページなど、著作権や個人情報保護について注意喚起を行い、苦情事案の絶無に努めてまいりたいと考えているところがあります。</p>	<p>宮城県警察ホームページのトップページにおいては、閲覧者の利便性を考慮し、これまでよりニユーラルを重ねて実施してきたところであり、現在は震災関連情報を見やすい場所へ掲載するなど工夫しているところがあります。今後は、震災の発生からの時間経過に伴い、閲覧のしやすさを継続して検討を図っていきたく考えているところがあります。</p>	<p>警察本部においては、これまで画像やロゴに対して、視</p>
<p>掲載されている情報量が多い</p>	<p>宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的にリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。</p> <p>ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実には、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進に効果的な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。</p>	<p>多言語化については、警察本部ホームページでは一部ページに多言語化に対応したページにおいても、震災時においても、防犯情報を英語、中国語、韓国語で作成したものを掲載していただくところがあります。</p> <p>多言語化に対応させる場合は、翻訳のため外国語が堪能な職員が必要であり、現状では、多言語に対応できる職員が関係する事件に対処するための職員であるとともに、対応事件も多いことから、多言語化対応については、現在の体制で、早急に対応することには困難ではありますが、引き続き多言語化した情報の充実を図ってまいりたいと考えて</p>	<p>「代替テキスト」を入れるように教養を行ってきたところでありますが、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成について研修会における教養の実施や主管課担当者による直接指導、執務資料の発行などを行い、コンテンツの作成を含め検討を行っていきたく考えているところがあります。</p>
<p>への情報提供の配慮</p>	<p>掲載されている情報量が多い</p>	<p>宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的にリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。</p>	<p>警察本部においては、これまで画像やロゴに対して、視</p>

第3節 ホームページ 掲載情 報の管 理状況	1 課所 基本情 報の掲 載の統 一	基本情報 掲載の徹 底	<p>各ホームページの管理・運営基準において、課所のトップページなどに最低限掲載すべき事項が定められているが、各課所のホームページを抽出して閲覧したところ、こうした規定を遵守していない課所が散見された。</p> <p>宮城県のホームページについては、CMSの導入により基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他のホームページにおいても、各課所において公表すべき最低限の情報に関して「情報発信ガイドライン」に盛り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載についても徹底を図るべきである。</p>	<p>警察本部においては、警察本部トップページ及び県下各警察署トップページへ必要な基本情報として、本部及び各警察署の所在住所、電話番号等の情報を掲載しているところであり、基本情報については掲載されており。</p>	<p>ホームページの多言語化については、多言語化するべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるなど、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。</p> <p>いるところでありませう。</p>
2 行政 情報の 積極的 な発信	(1) 情報 発信度 の向上	<p>行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的な取組を展開する必要があり、宮城県のホームページにCMSが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努め</p>	<p>警察本部では、県民の意見・要望を踏まえ、防犯情報や交通事故防止、県民の生活を脅かすおそれのある犯罪情報をや落としていくことととらえていくことととらえています。</p>		
3 コン テンツ の更新 の徹底	更新しや すきを意 識したコ ンテンツ の作成	<p>ホームページに掲載されたコンテンツを適時適切に更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ作りが必要であり、定型サイズで最少量の資料を作成することなどに意識して取り組む必要がある。</p> <p>また、ホームページ画面をスクロールさせることなく、一つのページで情報を伝えることは、利用者にとって閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信力の向上にもつながるので、このような点にも日常的に取り組む必要があるべきである。</p>	<p>警察本部では、各部門に分かれていたことから、自所属において発信すべき情報を掲載している所属もあるが、本部長官課と連携し、該当する情報が掲載されたページへのリンクを活用するなどとして、本部関係課と連携して情報発信につとめているところでありませう。</p>	<p>(2) 主務課と地方機関の連携による情報発信の推進</p> <p>県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外には、発信に努める必要がある。また、県のホームページは、県がさまざまな地域や分野で推進している業務を総合的にPRする場であることから、ホームページでの積極的な情報発信に努める必要がある。</p> <p>したがって、ホームページを通じて情報発信に県の全組織を挙げて取り組むべきであり、政策を企画・立案する本庁主務課と、それを実行して県民等から直接的な評価を受ける地方機関が相互に連携し、ホームページに掲載すべき情報についても意見を交換しながら、積極的な情報発信に努めるべきである。</p>	

<p>第4節 大規模</p> <p>1 情報提供体</p> <p>災害時情報提供体</p> <p>大規模地震などの災害発生時においては、迅速で正確な</p> <p>東日本大震災時におけるホームページによる各種情報</p>	<p>4 情報の充実に向けた取組</p> <p>掲載情報の充実と迅速な提供</p> <p>本県の各ホームページにアクセスする利用者は、各自の必要や関心に応じ、特定の情報を必要としてアクセスする場合はほとんどであると考えられることから、県が保有している情報を広く県民が活用できるように、情報保護の観点で公表に支障のあるものを除外し、公開するという基本的な考え方でコンテンツの充実を努めるべきである。</p> <p>県のホームページは、正確で分かりやすいものでなければならぬが、例えば美術館のように幅広い層に対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必要になる場合もあると考えられる。それぞれの課所において、課所の特性に応じて、より魅力的なコンテンツづくりにも配慮すべきである。</p> <p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことにより、リンク切れなどの技術的な問題はほとんど解消されるものと考えられる。しかし、最新の情報を迅速に提供するためには、各職員の日頃の努力が必要であることから、先に述べた「情報発信カイロイドアイコン」を作成し、空手拳げて取り組むべきである。</p> <p>警察本部においては、前記のとおり、必要な各種情報の充実と更新を積極的に行なうこととしているところであり、魅力的なコンテンツ作りにつきましては、各警察署において、地域性を出した特色のあるページを作成していただくところであり、また、幅広い層へのアピールにつきましては、文書情報だけではなく、画像データを活用するとともに、研修会等などにおける教養を上げ、コンテンツ作成技術の底上げを図ってまいりたいと考えているところであり、</p>
<p>2 情報提供手段の確保</p> <p>多様な情報提供手段の確保</p> <p>災害時における情報提供手段を充実させるため、県のホームページ、ブログ、携帯サイトなど多様な情報提供手段を通じて、広く情報を発信する体制を整えるべきである。</p> <p>ホームページによる情報提供は、災害発生直後の情報提供手段としては非常に有効であるが、閲覧できない被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補完策</p>	<p>災害発生時の情報提供</p> <p>制の整備</p> <p>制の充実</p> <p>情報の把握が第一に必要となることから、災害現場から報告された情報を迅速に整理した上で、ホームページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速に行えるよう体制整備に努めるべきである。</p> <p>併せて、大規模災害発生時にも対応可能な情報通信機器の整備や非常電源等設備の整備を進めることも必要である。</p> <p>の発信は、担当係員2名が交替で従事して対応したところであり、</p> <p>災害警備業務を任務とする警察においては、大規模災害が発生した場合は、人命の救助や警戒活動等どうしても現場重視とならざるを得ないところではありますが、一方で県民等が必要とする各種情報が集約される組織でもありませんので、より良好かつ正確な情報を早期に発信できる体制の整備が必要であると考えているところでもあります。</p> <p>また、宮城県警察のホームページは、各警察署を含め、全てのコンテンツを警察本部で一括管理・作成しており、先の東日本大震災においても接続不能となる事がなかったものであります。</p> <p>このことから、継続して同システムの適正な維持管理をしていきたいと考えているところでもあります。</p>

<p>供体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>3 災害時情報発信ガイダンスの作成</p> <p>東日本大震災の教訓の活用</p> <p>本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本大震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイダンス」と併せて災害時情報発信に関するガイダンス等の作成を検討すべきである。</p>	<p>ら、各避難所において、ホームページが閲覧できる環境だけでなく、各種情報が避難所に集まるよう、各自治体と協力してまいりたいと考えているところであります。</p> <p>警察本部における東日本大震災の教訓につきましては、震災当初から警察本部ホームページに対して多数のアクセスが認められ、それによるサーバー等のダウンはなかったものの、アクセス時に画面表示が遅くなるなどの現象があったことから、一時的にトップページの画像等を削除するなどして表示速度の解消を行うところであり、その他については、特に問題となる点は見られなかったものであります。本県警察災害警備本部が作成した部内資料「東日本大震災災害警備活動記録」に各種災害警備活動における記録と反省教訓が記載された資料が発行されていることから、同資料を参考に検討を重ねていきたいと考えています。</p> <p>また、災害時の情報発信については、これまで各種震災情報を提供してきたところであり、その提供情報内容及び様式のバックアップがあることから、災害時にはどのような情報が必要・有効であるかを参考としながら、災害時における情報発信ガイダンスの作成・検討をしていくことが必要であると考えています。</p>
------------------------	---	--

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項及び第三百三十四条第四項の規定により、公聴会を開催する。

平成二十五年四月三十日

宮城県内水面漁場管理委員会
会長 小野寺 秀 也

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十五年五月九日 午後一時から午後二時まで	登米市迫町佐沼字西佐沼百五十番地五号 登米合同庁舎大会議室	気仙沼大川漁業協同組合 本吉淡水漁業協同組合 志津川淡水漁業協同組合 迫川漁業協同組合 花山漁業協同組合 伊豆沼漁業協同組合 長沼漁業協同組合 北上川漁業協同組合 北上追波漁業協同組合 鳴子漁業協同組合 江合川漁業協同組合 利害関係者
平成二十五年五月十日 午後一時から午後二時まで	塩釜市新浜町一丁目九番一号 仙台地方振興事務所 水産漁港部会議室	鳴瀬吉田川漁業協同組合 広瀬名取川漁業協同組合 宮城県漁業協同組合仙台支所 蔵王非出資漁業協同組合 白石川漁業協同組合 宮城県阿武隈川漁業協同組合 利害関係者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

1 内水面漁場にかかる第一種共同漁業権の漁場設定計画について

ころであります。

2 内水面漁場にかかる第五種共同漁業権の漁場設定計画について